

鎌倉市文化財年報

令和 6 年(2024 年)度

鎌倉市教育委員会
令和 7 年(2025 年)12 月

目次

1 教育文化財部所管組織	1
(1) 教育文化財部機構図	
(2) 鎌倉市文化財専門委員会	
(3) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会	
2 文化財の指定	5
3 文化財の保存・整備	11
(1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況	
(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地に係る届出	
(3) 発掘調査の実施状況	
(4) 発掘調査報告書の刊行	
(5) 発掘調査補助金の交付状況	
(6) 共同研究の実施状況	
(7) 指定文化財の保存修理の実施状況	
(8) 鎌倉市指定文化財保存管理補助金	
(9) 無形文化財の保護・育成	
(10) 文化財の防災対策	
4 文化財の公開活用	29
(1) 鎌倉市遺跡調査・研究発表会	
(2) 鎌倉市遺跡調査速報展	
(3) その他の展示	
(4) 出前授業・出土品貸出セット	
(5) 発掘調査現地見学会	
(6) 文化財の貸出・掲載等	
(7) 郷土芸能大会	
(8) 有償図書一覧	
5 史跡の公有地化・整備維持管理	47
(1) 史跡の公有地化	
(2) 史跡の整備	
(3) 史跡の公開活用	
(4) 市民活動団体との協働による史跡の維持管理	
(5) 鎌倉市史跡等整備アドバイザーミーティング	

6 鎌倉国宝館の管理運営	51
(1) 沿革と特色	
(2) 館のあゆみ	
(3) 施設の概要	
(4) 鎌倉国宝館協議会	
(5) 事業実施状況	
(6) 当年度の出版物	
(7) 資料関係	
(8) 入館者動向	
7 鎌倉歴史文化交流館の管理運営	59
(1) 沿革と特色	
(2) 施設の概要	
(3) 事業実施状況	
(4) 入館者動向	
8 資料編	64
(1) 鎌倉市内指定文化財件数一覧	
(2) 鎌倉市文化財保護条例	
(3) 鎌倉国宝館条例	
(4) 鎌倉歴史文化交流館条例	
(5) 国指定史跡永福寺跡条例	
(6) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例	
(7) 鎌倉市の史跡・包蔵地概要図	

1 教育文化財部所管組織

(1) 教育文化財部機構図



(令和7年3月31日時点)

(2) 鎌倉市文化財専門委員会

鎌倉市文化財保護条例に基づき、市内に存する文化財について教育委員会の諮問に応じ、その保存、活用等に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会に意見を具申する。委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。10人をもって組織し、任期は2年。

ア 委員名簿

任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日 (50音順)

氏 名	分 野	役 職 等
遠藤 珠紀	中世史	東京大学史料編纂所准教授
大野 敏	建築史	横浜国立大学教授
大谷津 早苗	民俗学	昭和女子大学教授
奥窪 聖美	漆工史	東京藝術大学非常勤講師
小林 紀子	近世史	横浜市歴史博物館主任学芸員
佐藤 孝雄	考古学 仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授 高徳院住職
皿井 舞	彫刻史	学習院大学教授
鈴木 伸一	植生学	東京農業大学客員教授 公益財団法人 地球環境研究戦略 機関 国際生態学センター
瀬谷 愛	絵画史	皇居三の丸尚蔵館 学芸部 上席研究員
御堂島 正	考古学	大正大学名誉教授 特遇教授

※役職等は令和7年3月末現在

イ 開催状況

令和6年度は、対面とオンラインの併用で計3回開催した。

(ア) 令和6年8月19日(月)

【協議事項】

- ・令和6年度鎌倉市指定文化財指定候補の選定等について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について
- ・市指定文化財の指定について
- ・令和6年度文化財関連予算について

(イ) 令和6年11月29日(金)

【諮問事項】

- ・令和6年度鎌倉市指定文化財の指定について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について

(ウ) 令和7年1月21日(火)

【答申事項】

- ・令和6年度鎌倉市指定文化財の指定について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について

(3) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例に基づき、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等の策定に関し必要な事項を調査審議する。委員は、学識経験を有する者、公共的団体が推薦する者、社寺に關係を有する者、市社会教育委員、市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者、及び市民のうちから教育委員会が委嘱する。10人以内をもって組織し、任期は委員会の所掌事項の処理が終まるまでの期間。

ア 委員名簿

任期 令和3年3月16日～

(区分毎 50 音順敬称略)

区分	氏 名	所 属 等
学識経験を有する者	高橋 慎一朗	東京大学史料編纂所
公共的団体が推薦する者	進藤 勝	鎌倉市観光協会
	奈須 菊夫	鎌倉商工会議所
社寺に関係を有する者	大三輪 龍哉	浄光明寺
	代表役員 吉田 茂穂	鶴岡八幡宮
社会教育委員	島田 正樹	社会教育委員
市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者	安齋 佳子	小坂小学校
市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者	太田 洋	大船中学校
市民	小坂 純	市民委員公募選考
市民	野村 和代	市民委員公募選考

※所属等は令和7年3月末現在

イ 開催状況

令和2年6月の鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の策定後は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、引き続き進める予定であった基本計画等の策定に遅れが生じていたが、令和3年12月に鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例を制定し、令和4年3月に鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会を設置した。

令和6年度は、8月に第4回委員会を開催し、県外事例調査の結果報告を行うとともに、鎌倉市にふさわしい博物館のイメージなどについて協議した。次に、令和7年1月に第5回委員会を開催し、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画の素案内容について説明を行い、内容について協議した。

(ア) 第4回鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

- ・令和6年8月22日（木）

【協議事項】

- ・鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定スケジュールについて
- ・令和5年度県外事例調査結果概要

・鎌倉市にふさわしい博物館のイメージについて

(イ) 第5回鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

・令和7年1月31日(金)

【協議事項】

・鎌倉市にふさわしい博物館基本計画素案について

2 文化財の指定

令和6年度は、次のとおり、絵画1件と考古資料1件を、新たに鎌倉市指定文化財に指定した。

(1) 絵画

絹本著色 三千仏図 一幅
制作年代 室町時代・14~15世紀
品質形状 絹本著色 掛幅装
法量 縦 291.5 cm 横 213.3 cm
所有者 浄光明寺

三千仏図は、毎年12月に行われる仏名会（仏名懺悔会）の本尊画像として懸用されるものである。仏名会とは、過去・現在・未来の三世仏の名号を唱えることにより、その年の罪業を懺悔し、消滅を祈る儀礼であり、したがって三千仏図と呼ばれる画像には、中央区画に向かって右から阿弥陀如来（定印、過去仏）、釈迦如来（施無畏印・与願印、現在仏）、弥勒如来（施無畏印・触地印、未来仏）が描かれ、それらの周囲に整然と小仏が配されることが一般的である。

ここに挙げる浄光明寺本（図1）は7幅1鋪の大幅で、前述する通例とは異なり、三世仏がいずれも定印を結ぶ点が特異である（図2）。また、三世仏の周囲に配される小仏は現在確認できる限りで2260体を数えるが、画面上部が損傷等により裁ち落とされた可能性を考慮すると、当初はより多く描かれていたとも考えられる。画面全体に複数回にわたる補筆が見受けられるものの、三世仏の台座は当初の筆が残る部分と判断でき、建長寺に伝来する釈迦三尊像（国重要文化財）など中国・南宋に由来する仏画に通じる趣さえ伝えている。さらに、画面最下部に複数の墨書銘が見られ、そのうち向かって右下は「施主妙椿尼」と確認できることから、女性の願主の存在が想定されることは、後述する類例の伝来に照らし合わせても非常に興味深い。

浄光明寺本には仏名会にて読み上げられる仏名経が伝来しており、これに「応仁辛卯」及び「文明六年」（1474）の年記がある。応仁年間には辛卯の年がないことから、応永18年辛卯（1411）あるいは文明3年辛卯（1471）を指すと考えられ、15世紀の浄光明寺において仏名会に関する何らかの契機があったと推測される。浄光明寺本は、これまで『鎌倉市文化財総合目録一書跡・絵画・彫刻・工芸篇一』（鎌倉市教育委員会編、昭和61年）において室町時代に制作された仏画として紹介されるにとどまってきたが、宋風を意識した技法や作風からその制作は室町時代初期に遡る可能性が想定され、仏名経の年記もこの時期から大きく外れないことは注目されよう。

なお、浄光明寺本と類似する三千仏図が横浜・称名寺に伝来している。この称名寺本のうち甲本と呼ばれる一幅（県重要文化財）は、かつて同寺に隣接したという海岸尼寺（廃寺）に伝来し、南北朝時代・貞和6年（1350）宅間長祐によって描かれたことが軸木に記される基準作である。宅間の名を冠する絵師たちは、平安時代後期以降、京都を中心に宮中や寺院における絵画制作に携わった集団であるが、幕府の要請で鎌倉に下向した絵師の一部が関

東に残り活動を続けたと考えられている。称名寺本の三世仏は浄光明寺本に認められる宋風の表現とは異なり、わが国の伝統的な仏画の表現を基調として制作されるが、両本の本紙法量はほぼ等しく、法量ひいては儀礼の規模になんらかの規範性があったことが想像される。浄光明寺本は、南北朝時代から室町時代にかけての鎌倉周辺地域における仏画の制作と受容を考えるうえで重要な作例であり、鎌倉市の指定文化財にふさわしいと考える。



図1 浄光明寺蔵 三千仏図



図2 淨光明寺藏 三千仏図（部分：三世仏）

(2) 考古資料

若宮大路周辺遺跡群出土の貿易陶磁器

年代 鎌倉時代

材質 陶磁器（青磁・白磁）

員数 24点

所有者 鎌倉市

出土地はJR鎌倉駅から南東へ約300mの場所に位置し、周知の埋蔵文化財包蔵地「若宮大路周辺遺跡群」に該当する。平成19年（2007年）に実施された鎌倉市小町一丁目333番2地点の緊急発掘調査により、鎌倉時代中頃から後半（13世紀中葉～14世紀前葉）の堅穴建物跡が数多く発見され、本資料は13世紀の第3四半期に廃絶したと考えられる堅穴建物21の埋土中、倒壊した壁板の下から纏まって出土した。

本貿易陶磁器の内訳は、中国浙江省で生産された大宰府分類による龍泉窯系青磁碗II類（四角高台の鎬蓮弁文碗）が3点、同III類（三角高台の鎬蓮弁文碗）が18点、白磁皿IX類（口禿皿）が3点である。龍泉窯系青磁碗II類の内の1点は、割れた碗を漆で継いで修復されていた。

資料は、いずれもどこかしらが欠損しており、すでに壊れていたものが、一括して廃棄されたことが示唆される。また、いずれの個体も内外面の釉に、通常鎌倉の出土品にみられる細かな傷がなく、なおかつ疊付けには釉のバリが残る。これらのことから陶磁器が鎌倉にもたらされた際に、破損品が分別され、未使用のまま廃棄されたものと考えられる。

このように鎌倉時代中頃に鎌倉に搬入された陶磁器が、きわめて一括性の高い状況で出土した稀有な事例であり、当該遺跡の年代決定の指標となるものである。また当時の貿易陶磁器の流通の実態を知ることのできる出土事例として貴重である。全国的に見ても、未使用の貿易陶磁器が一括して出土し、なおかつ遺構との関係から当時の流通や廃棄の実態に迫ることのできる資料は数少なく、重要な資料である。

以上により、鎌倉市の文化財に指定し、保存活用を図ることが適切である。



貿易陶磁器の一括出土状況



同拡大写真



貿易陶磁器の一例



出土地点位置図
(国土地理院地図を改変)

3 文化財の保存・整備

(1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況

申請日	史跡等の名称	行為地	許可申請者	行為内容	処理状況
令和6年2月6日	国指定史跡 淨智寺境内	山ノ内	宗教法人淨智寺 代表役員 朝比奈惠温	史跡整備	令和6年4月22日 文化庁長官許可
令和6年3月11日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人建長寺 代表役員 代務者 酒井康充	模型設置	令和6年4月22日 文化庁長官許可
令和6年4月16日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人建長寺 代表役員 代務者 酒井康充	仮設モノレール設置等	令和6年5月17日 文化庁長官許可
令和6年4月18日	国指定史跡 建長寺境内・庭園	山ノ内	宗教法人建長寺 代表役員 代務者 酒井康充	説明看板 設置	令和6年4月19日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年5月10日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性墓	極楽寺 三丁目	鎌倉市長 松尾崇 (こども 支援課・青少年課)	学童保育 施設設置	令和6年6月24日 文化庁長官許可
令和6年5月16日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	鎌倉市教育委員会 教育長 高橋洋平	発掘調査	令和6年6月24日 文化庁長官許可
令和6年5月22日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	個人	ボーリング 調査	令和6年5月27日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年5月27日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	東日本電信電話株式会社 執行役員 神奈川事業部長 相原朋子	電話柱建替	令和6年6月3日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年5月28日	国指定史跡 鎌倉大仏殿跡	長谷 四丁目	個人	落石防止網 改修	令和6年7月19日 文化庁長官許可
令和6年6月3日	国指定史跡 朝夷奈切通	十二所	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 浅和信	電柱建替	令和6年6月7日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年6月7日	国指定史跡 大町积迦堂口遺跡	大町 三丁目	鎌倉市長 松尾崇 (文化財課)	転落防止柵 設置	令和6年7月19日 文化庁長官許可
令和6年6月7日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人円覚寺 代表役員 横田南嶺	危険木伐採	令和6年6月11日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年6月10日	国指定史跡 淨妙寺境内	淨明寺 三丁目	株式会社リュミエリーナ インターナショナル 代表取締役 千葉三男	擁壁改修	令和6年7月19日 文化庁長官許可
令和6年6月10日	国指定史跡 瑞泉寺境内	二階堂	宗教法人瑞泉寺 代表役員 大下一真	岩石撤去	令和6年7月19日 文化庁長官許可
令和6年6月12日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人建長寺 代表役員 代務者 酒井康充	案内板 追加設置	令和6年6月20日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年6月13日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性墓	極楽寺 三丁目	鎌倉市長 松尾崇 (学校施設課)	フェンス 撤去	令和6年6月17日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年6月26日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人寿徳庵 代表役員 斎藤清健	ガス管改修	令和6年7月3日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年6月28日	国指定史跡 巨福呂坂	雪ノ下 二丁目	東京電力パワーグリッド 株式 会社 藤沢支社長 浅和信	電柱建替等	令和6年7月2日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年7月18日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人建長寺 代表役員 代務者 酒井康充	仮設足場 設置等	令和6年7月19日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年7月19日	国指定史跡 明月院境内	山ノ内	宗教法人明月院 代表役員 佐藤誠治	通路舗装 改修	令和6年7月22日 鎌倉市教育委員会許可

申請日	史跡等の名称	行為地	許可申請者	行為内容	処理状況
令和6年7月24日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	個人	防災工事	令和6年9月13日 文化庁長官許可
令和6年7月25日	国指定史跡 鎌倉大仏殿跡	長谷 四丁目	宗教法人高徳院 代表役員 佐藤孝雄	防災工事	令和6年9月13日 文化庁長官許可
令和6年7月26日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 菅野涼介	電柱等撤去	令和6年8月5日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年7月31日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人圓應寺 代表役員 今井耕龍	拝観所 設置等	令和6年9月13日 文化庁長官許可
令和6年8月5日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	鎌倉市教育委員会 教育長 高橋洋平	発掘調査	令和6年9月13日 文化庁長官許可
令和6年8月5日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	個人	住宅改築等	令和6年9月13日 文化庁長官許可
令和6年8月6日	国指定史跡 大町釈迦堂口遺跡	大町 三丁目	鎌倉市長 松尾崇 (道路課)	防災工事	令和6年9月13日 文化庁長官許可
令和6年8月23日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 菅野涼介	電柱取替	令和6年9月3日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年9月4日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	巨福呂坂町内会 会長 村越俊一	防災倉庫 設置	令和6年10月18日 文化庁長官許可
令和6年9月4日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人濟蔭庵 代表役員 横田南嶺	植栽移植	令和6年10月18日 文化庁長官許可
令和6年9月6日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	株式会社オーパスビジョン 代表取締役 尾身善一	映像撮影 設備設置	令和6年9月11日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年9月10日	国指定史跡 浄光明寺境内・ 冷泉為相墓	扇ガ谷 二丁目	鎌倉市教育委員会 教育長 高橋洋平	発掘調査	令和6年10月18日 文化庁長官許可
令和6年9月10日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人円覚寺 代表役員 横田南嶺	樹木伐採	令和6年9月17日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年9月20日	国指定史跡 浄光明寺境内・ 冷泉為相墓	扇ガ谷 二丁目	個人	物置撤去	令和6年9月26日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年9月17日	国指定史跡 北条氏常盤亭跡	常盤	鎌倉市長 松尾崇 (道路課)	市道整備	令和6年9月26日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年9月30日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	公益財団法人鎌倉風致 保存会 理事長 兵藤芳朗	防災対策	令和6年11月22日 文化庁長官許可
令和6年10月2日	国指定史跡 法華堂跡(源頼朝墓・ 北条義時墓)	西御門 二丁目	源頼朝会 会長 木村由利子	アジサイ 植樹	令和6年10月8日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年10月4日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性墓	極楽寺 三丁目	個人	住宅建築	令和6年11月22日 文化庁長官許可
令和6年10月7日	国指定史跡 瑞泉寺境内・庭園	二階堂	宗教法人瑞泉寺 代表役員 大下一真	保存処理 試験施工	令和6年11月22日 文化庁長官許可
令和6年10月7日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人建長寺 代表役員 代務者 酒井康充	仮設物設置	令和6年11月22日 文化庁長官許可

申請日	史跡等の名称	行為地	許可申請者	行為内容	処理状況
令和6年10月15日	国指定史跡 亀ヶ谷坂	山ノ内	個人	住宅改修等	令和6年12月20日 文化庁長官許可
令和6年10月16日	国指定史跡 若宮大路	御成町 材木座 一丁目	東京ガスネットワーク株式会社 湘南導管ネットワークセンター 所長 田村健	ガス管取替 等	令和6年10月29日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年10月21日	国指定史跡 法華堂跡(源頼朝墓・ 北条義時墓)	西御門 二丁目	日本遺産いざ鎌倉協議会 会長 千田勝一郎	案内板設置	令和6年10月29日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年10月21日	国指定史跡 名越切通	大町 七丁目	日本遺産いざ鎌倉協議会 会長 千田勝一郎	案内板設置	令和6年10月29日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年10月23日	国指定史跡 寿福寺境内	扇ガ谷 一丁目	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 菅野涼介	地支線設置	令和6年11月6日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年11月7日	国指定史跡 淨智寺境内	山ノ内	個人	住宅改修等	令和6年12月20日 文化庁長官許可
令和6年11月7日	国指定史跡 若宮大路	雪ノ下 一丁目	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 菅野涼介	埋設管設置 等	令和6年11月20日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年11月15日	国指定史跡 大町积迦堂口遺跡	大町 六丁目	鎌倉市長 松尾崇 (文化財課)	ロープ柵 設置	令和6年11月19日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年11月29日	国指定史跡 稻村ヶ崎(新田義貞 徒渉伝説地)	稻村ガ 崎 一丁目	神奈川県藤沢土木事務所 所長 星名隆	仮設道設置	令和7年1月24日 文化庁長官許可
令和6年12月2日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	東京ガスネットワーク株式会社 代表取締役社長 沢田聰	ガス管調査 等	令和6年12月6日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年12月10日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	神奈川県藤沢土木事務所 所長 星名隆	落石防止	令和7年1月24日 文化庁長官許可
令和6年12月23日	国指定史跡 大仏切通	常盤	鎌倉市長 松尾崇 (文化財課)	危険木伐採 等	令和6年12月23日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年12月24日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	個人	建物等除却	令和6年12月25日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年1月7日	国指定史跡 淨光明寺境内・冷泉 為相墓	扇ガ谷 二丁目	宗教法人淨光明寺 代表役員 大三輪龍哉	仮設足場 設置	令和7年1月14日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年1月14日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	宗教法人鶴岡八幡宮 代表役員 吉田茂穂	仮設足場 設置	令和7年1月20日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年1月16日	国指定史跡 巨福呂坂	雪ノ下 二丁目	神奈川県藤沢土木事務所 所長 星名隆	防災工事	令和7年2月21日 文化庁長官許可
令和7年1月21日	国指定史跡 東勝寺跡	小町 三丁目	鎌倉市長 松尾崇 (文化財課)	門扉改修	令和7年1月21日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年1月18日	国指定史跡 覺園寺境内	二階堂	宗教法人覺園寺 代表役員 仲田順昌	仮設足場 設置	令和7年1月21日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年1月27日	国指定史跡 明月院境内	山ノ内	宗教法人明月院 代表役員 佐藤誠治	通路舗装	令和7年2月6日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年2月6日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	個人	住宅建築等	令和7年3月21日 文化庁長官許可
令和7年2月7日	国指定史跡 稻村ヶ崎(新田義貞 徒渉伝説地)	稻村ガ 崎 一丁目	神奈川県藤沢土木事務所 所長 星名隆	仮設敷鉄板 設置	令和7年2月12日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年2月10日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	鎌倉市長 松尾崇 (文化財課)	工作物取替	令和7年2月12日 鎌倉市教育委員会許可

申請日	史跡等の名称	行為地	許可申請者	行為内容	処理状況
令和7年2月14日	国指定史跡 仮粧坂	山ノ内	宗教法人葛原岡神社 代表役員 神谷健一郎	仮設工作物 設置	令和7年2月18日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年2月14日	国指定史跡 大町釈迦堂口遺跡	大町 六丁目	鎌倉市長 松尾崇 (文化財課)	説明板設置	令和7年2月18日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年2月20日	国指定史跡 明月院境内	山ノ内	宗教法人明月院 代表役員 佐藤誠治	庫裏増築	令和7年2月26日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年2月27日	国指定史跡 巨福呂坂	雪ノ下 二丁目	鎌倉市長 松尾崇 (文化財課)	説明板設置 等	令和7年2月28日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年2月27日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人建長寺 代表役員 代務者 酒井康充	仮設足場 設置	令和7年3月3日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年3月3日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	鎌倉市長 松尾崇 (文化財課)	標柱取替	令和7年3月3日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年3月6日	国指定史跡 名越切通	大町 七丁目	鎌倉市長 松尾崇 (文化財課)	標柱取替	令和7年3月10日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年3月17日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	東京ガスネットワーク 株式会社 代表取締役社長 沢田聰	ガス配管 工事	令和7年3月19日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年3月21日	国指定史跡 覚園寺境内	二階堂	鎌倉市長 松尾崇 (観光課)	標識設置	令和7年3月25日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年3月25日	国指定史跡 北条氏常盤亭跡	常盤	鎌倉市長 松尾崇 (文化財課)	境界標設置 等	令和7年3月25日 鎌倉市教育委員会許可
令和7年3月28日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人建長寺 代表役員 代務者 酒井康充	鐘楼階段 修繕	令和7年3月31日 鎌倉市教育委員会許可

(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地に係る届出

ア 埋蔵文化財確認調査の実施

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等の行為が埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性がある場合、計画地内的一部を掘削し、埋蔵文化財の状況を知るための確認調査を実施している。この結果に基づき、計画されている土木工事等が遺跡に影響を及ぼすか、発掘調査が必要となるかを判断している。令和6年度は67件の調査を行った。

No.	遺跡名	遺跡番号	調査面積 (m ²)	事業種別
1	勝長寿院遺跡	133	3	個人住宅
2	若宮大路周辺遺跡群	242	4	個人住宅兼工場または店舗
3	峰西遺跡	143	6	個人住宅
4	采女塚古墳	1	4	個人住宅
5	今小路西遺跡	201	6	個人住宅
6	由比ガ浜南遺跡	315	6	共同住宅
7	米町遺跡	245	4	個人住宅
8	川越重頼邸跡	270	6	個人住宅
9	西ノ台遺跡	378	6	個人住宅
10	若宮大路周辺遺跡群	242	4	個人住宅
11	勝長寿院遺跡	133	6	個人住宅
12	若宮大路周辺遺跡群	242	6	店舗
13	長谷観音堂周辺遺跡	296	2	その他（駐車場）
14	長善寺跡	229	5	個人住宅
15	鎌倉城	87	4	個人住宅
16	円覚寺旧境内遺跡	434	6	集合住宅
17	材木座町屋遺跡	261	4	個人住宅
18	極楽寺旧境内遺跡	291	4	賃貸併用住宅
19	若宮大路周辺遺跡群	242	4	集合住宅
20	若宮大路周辺遺跡群	242	3	店舗
21	極楽寺旧境内遺跡	291	6	個人住宅
22	智岸寺跡	186	6	個人住宅
23	淨妙寺旧境内遺跡	408	4	個人住宅
24	北条政村屋敷跡	131	9	個人住宅
25	桔梗山城	387	4	宅地造成
26	笹目遺跡	207	4	個人住宅
27	長善寺遺跡	229	4	その他（防火水槽）

No.	遺跡名	遺跡番号	調査面積 (m ²)	事業種別
28	弁ヶ谷奥遺跡	254	3	その他（擁壁工事）
29	材木座町屋遺跡	261	4	集合住宅
30	下馬周辺遺跡	200	2	個人住宅
31	笹目遺跡	207	1	その他（防災工事）
32	坂ノ下遺跡	217	4	集合住宅
33	由比ガ浜中世集団墓地遺跡	372	4	店舗兼事務所
34	横小路周辺遺跡	259	1	個人住宅
35	聖福寺跡	223	6	個人住宅
36	長谷小路周辺遺跡	236	9	共同住宅
37	若宮大路周辺遺跡群	242	6	店舗
38	天神山遺跡	384	6	集合住宅
39	桑ヶ谷療病院跡	294	8	個人住宅
40	台山遺跡	29	6	個人住宅
41	長勝寺跡	88	6	個人住宅
42	若宮大路周辺遺跡群	242	3	個人住宅
43	鎌倉城	87	6	個人住宅
44	鎌倉城	87	24	個人住宅
45	西御門遺跡	325	6	集合住宅
46	若宮大路周辺遺跡群	242	1	店舗
47	長谷小路周辺遺跡	236	8	学校建築
48	小町大路東遺跡	233	7	集合住宅
49	北条小町邸跡	282	3	集合住宅
50	西ノ台遺跡	260	2	個人住宅
51	下馬周辺遺跡 由比ガ浜中世集団墓地遺跡	200 372	9	共同住宅
52	北条高時邸跡	281	3	個人住宅
53	覚園寺旧境内遺跡	435	4	個人住宅
54	鎌倉城	87	4	個人住宅
55	材木座町屋遺跡	261	6	工場兼オフィス
56	材木座町屋遺跡	261	2	個人住宅
57	下馬周辺遺跡	200	45	共同住宅
58	大倉幕府跡	49	1	個人住宅
59	若宮大路周辺遺跡群	242	4	集合住宅
60	材木座町屋遺跡	261	2	個人住宅
61	大倉幕府跡	49	5	店舗
62	能藏寺跡	314	6	個人住宅

No.	遺跡名	遺跡番号	調査面積 (m ²)	事業種別
63	武藏大路周辺遺跡	194	6	個人住宅
64	下馬周辺遺跡	200	7	住宅
65	佐助ヶ谷遺跡	203	3	その他建物
66	横小路周辺遺跡	259	6	個人住宅
67	長善寺遺跡	229	6	店舗

イ 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出

文化財保護法では、教育委員会以外の民間調査組織等が周知の埋蔵文化財包蔵地で発掘調査を行う場合は、調査開始 30 日前までに届出が必要と定められている（同法 92 条）。また、土木工事等を行う場合は、民間事業者による土木工事等ならば同法 93 条にて工事着手 60 日前までの届出が義務付けられ、公共機関による土木工事等ならば同法 94 条にて事前の通知が義務付けられている。93 条届出、94 条通知に対しては、神奈川県教育委員会教育長から指示が通知される。令和 6 年度は計 656 件の届出、通知があった。

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出件数一覧

	92条			93条						94条						93条+94 条合計		
	試掘・ 確認調査	本発掘 調査	計	現状 保存	発掘 調査	工事 立会	慎重 工事	その他 注意	その他 未指示	計	現状 保存	発掘 調査	工事 立会	慎重 工事	その他 注意	その他 未指示	計	
道路			0							0							0	0
鉄道			0							0							0	0
空港			0							0							0	0
河川			0							0							0	0
港湾			0							0							0	0
ダム			0							0							0	0
学校		1	1			1				1		1					1	2
住宅		5	5		9	4	10			23							0	23
個人住宅		6	6		4	71	134	3		212							0	212
工場			0							0							0	0
店舗		6	6		4	4	1	1		10							0	10
住宅兼店舗等			0			5	2			7							0	7
その他建物			0		1	5	10			16							0	16
宅地造成		1	1			6	5	1		12							0	12
土地区画整理			0							0							0	0
公園造成			0							0							0	0
ゴルフ場			0							0							0	0
観光開発			0							0							0	0
ガス等			0		120	155		23	298			13	9				22	320
農業基盤			0							0							0	0
農業関係			0							0							0	0
土砂採取			0							0							0	0
その他開発			0		1	22	10	1		34			14	4	1	1	20	54
自然崩壊			0							0							0	0
遺跡地図作製等			0							0							0	0
保存目的			0							0							0	0
学術			0							0							0	0
遺跡整備			0							0							0	0
計	0	19	19	0	19	237	328	6	23	613	0	1	27	13	1	1	43	656

(3) 発掘調査の実施状況

ア 鎌倉市教育委員会が実施した緊急発掘調査

鎌倉市教育委員会では国庫補助金及び県補助金の交付を受けて、個人専用住宅や店舗兼個人住宅等の建築工事に伴う緊急発掘調査を事業主の依頼を受けて実施している。令和6年度に行った発掘調査は4件である。

	遺跡名	所在地	遺跡種別	検出遺構	出土遺物	調査原因	調査期間	調査面積(m ²)
1	佐助ヶ谷遺跡 (No.203)	佐助一丁目 576 番 1	城館跡 社寺跡	[中世] 柱穴 223 土坑 38 溝状遺構 23 かわらけ集積 5	[中世] 土器 陶器 磁器 石製品 金属製品 木製品 骨角製品 漆器 (整理箱 203 箱)	個人住宅	(前年度 から継 続) R6. 4. 1 ～ R6. 6. 27	178. 41
2	今小路西遺跡 (No.201)	扇ガ谷一丁目 145 番 2	城館跡 都市遺跡	[中世] 道路 1 溝 5 土坑 3 [奈良・平 安] 溝 3 ピット 7	[奈良・平安] 瓦 [中世] 土器 陶器 木製品 (整理箱 36 箱)	個人住宅	(前年度 から継 続) R6. 4. 1 ～ R6. 8. 20	73. 56
3	小町大路東遺跡 (No.233)	大町一丁目 1172 番の 一部、 1173 番の一部	城館跡	[中世] 柱穴 268 土坑 101 溝状遺構 16 井戸 1 方形竪穴建 物 6 道路状遺構 1 据甕 1	[中世] 土器 舶載陶磁器 国産陶器 石製品 銅製品 鉄製品 骨角製品 木製品 漆器 [奈良・平 安] 土師器 須恵器 (整理箱 63 箱)	個人住宅	R6. 8. 19 ～ R7. 3. 21	109. 05
4	若宮大路周 辺遺跡群 (No.242)	御成町 742 番 1 外	城館跡 都市遺跡	[中世] 河川 2 土坑 1 ピット 4	[中世] 土器 陶磁器 金属製品 木製品 漆器 貝殻 (整理箱 39 箱)	店舗	R6. 11. 14 ～ R7. 1. 22	84. 81

イ 鎌倉市教育委員会以外の発掘調査組織が実施した緊急発掘調査
 個人専用住宅や店舗兼個人住宅等以外の開発事業に伴う緊急発掘調査は、原因者負担により民間の発掘調査組織が実施している。令和6年度に行われた発掘調査は 19 件である。

No.	遺跡名	所在地	遺跡種別	発見遺構	出土遺物	調査原因	調査組織	調査期間	調査面積(m ²)
1	甘繩神社遺跡群 (No. 177)	長谷一丁目 271-6 の一部	社寺跡 都市遺跡	〔中世〕 根石列 1 溝状遺構 4 土坑 36 井戸 2 埋設土器 1 ピット 181 以上	〔奈良・平安〕 土師器 須恵器 〔中世〕 かわらけ陶器 石製品 獸骨 (整理箱 52 箱)	店舗	株式会社 齊藤建設	(前年度から継続) R6. 4. 1 ～ R6. 4. 26	151. 0
2	若宮大路周辺遺跡群 (No. 242)	大町一丁目 1050番外 1筆	城館跡 都市遺跡	〔中世〕 方形堅穴建物 17棟 溝 1条 井戸 3基 土坑 58 柱穴 64 口	〔中世〕 土器 陶器 磁器 金属製品 石製品 骨製品 獸骨 鉄滓 (整理箱 57 箱)	集合住宅	株式会社 博通	(前年度から継続) R6. 4. 1 ～ R6. 6. 6	467. 0
3	材木座町屋遺跡 (No. 261)	材木座一丁目 36番2の一部	都市遺跡	〔中世〕 津波堆積層 1 噴砂砂脈 10	〔奈良～中世〕 陶器 磁器 土器 〔中世〕 人骨 獸骨 貝類 木製品 骨角器 (整理箱 15 箱)	集合住宅	一般社団 法人鎌倉・中世文化研究センター	(前年度から継続) R6. 4. 1 ～ R6. 7. 31	270. 0
4	葛原岡遺跡 (No. 28)	山ノ内字東瓜ヶ谷 1157番1部	その他の遺跡 (散布地)	〔中世〕 茶毘址 10 溝 2 土坑 1	〔中世〕 かわらけ 鉄製品 骨 (整理箱 6 箱)	個人住宅	株式会社 イビゾク	R6. 4. 15 ～ R6. 6. 24	318. 0
5	長谷小路周辺遺跡 (No. 236)	由比ガ浜三丁目 258番2	集落跡 その他の墓 都市遺跡	〔奈良・平安〕 堅穴住居跡 2 溝(溝状含む) 12 土坑 1 ピット 4 〔中世〕 方形堅穴建物 8 土壙墓 4 散乱骨 6 土坑 140 溝(溝状) 18 ピット 77 〔近世・現代〕 蔵 2 土坑 13 ピット 15	〔古墳～平安〕 土師器 〔奈良・平安〕 須恵器 灰釉陶器 〔中世〕 かわらけ陶磁器 土製品 鉄製品 銅製品 石製品 獸骨 貝殻 人骨 (整理箱 104 箱)	学校	株式会社 齊藤建設	R6. 4. 22 ～ R6. 9. 19	659. 4
6	北条小町邸跡 (No. 282)	雪ノ下一丁目 424番2	都市遺跡	〔中世・近世〕 建物址 1 〔中世〕 方形堅穴 2 溝 1 井戸 1 ピット 48 土坑 2 かわらけ溜り 1	〔中世〕 かわらけ 磁器 陶器 木製品 鉄製品 骨製品 (整理箱 5 箱)	個人住宅	武相文化財研究所	R6. 5. 7 ～ R6. 6. 14	43. 0

No.	遺跡名	所在地	遺跡種別	発見遺構	出土遺物	調査原因	調査組織	調査期間	調査面積(m ²)
7	大倉幕府北遺跡 (No. 193)	西御門二丁目 815番 12	城館跡	〔中世〕 柱穴 2 口	〔中世〕 土器 陶器 磁器 (整理箱 1 箱)	個人住宅	株式会社 博通	R6. 5. 13 ～ R6. 5. 21	36. 0
8	若宮大路周辺遺跡群 (No. 242)	御成町 764 番 3 764 番 4	城館跡 都市遺跡	〔中世〕 方形堅穴建物 4 棟 溝 1 条 土坑 8 柱穴 33 口	〔奈良～ 中世〕 土器 〔中世〕 陶器 磁器 石製品 金属製品 骨角製品 木製品 獸骨 貝殻 (整理箱 10 箱)	個人住宅	株式会社 博通	R6. 5. 20 ～ R6. 7. 5	82. 0
9	若宮大路周辺遺跡群 (No. 242)	小町 二丁目 1 番 5	都市遺跡	〔弥生・古墳〕 ピット 2 性格不明遺構 1 〔中世〕 掘立柱建物 1 ピット 100 井戸 1 土坑 19 〔近世・その他〕 不整形土坑 1 ピット 7	〔弥生〕 土器 木製品 〔古墳〕 木製品 〔平安〕 土器 〔中世〕 土器 陶器 錢貨 瓦 木製品 〔近世・その他〕 陶器 磁器 鐵製品 (整理箱 43 箱)	店舗	株式会社 齊藤建設	R6. 6. 20 ～ R6. 10. 21	175. 0
10	寿福寺旧境内遺跡 (No. 371)	扇ガ谷 一丁目 136 番 2 の一部外 3 筆	社寺跡	〔中世〕 土坑 5 溝状遺構 5 ピット 13 礎石列 1 焼土跡 1 柱穴列 1 柱穴 8 石敷遺構 5 石組遺構 1 かわらけ溜り 4 不明遺構 1 〔近世〕 溝状遺構 3 敷石列 2 木杭列 1	〔中世〕 かわらけ 陶器 炻器 青磁 白磁 瓦 漆器 木製品 錢貨 石製品 鐵製品 獸骨 貝 〔近世〕 磁器 陶器 〔近代〕 陶器 ガラス製品 (整理箱 73 箱)	宅地造成	有限会社 吾妻考古学研究所	R6. 7. 8 ～ R6. 12. 26	188. 0
11	若宮大路周辺遺跡群 (No. 242)	小町 二丁目 50 番 7 50 番 17	城館跡 都市遺跡	〔中世〕 溝 2 条 溝状遺構 2 条 石列 1 本 井戸 2 基 土坑 59 基 柱穴 280 口	〔中世〕 土器 陶器 磁器 石製品 骨角製品 金属製品 木製品 獸骨 貝殻 (整理箱 30 箱)	その他建 物(商業 ビル)	株式会社 博通	R6. 7. 17 ～ R6. 11. 29	201. 0

No.	遺跡名	所在地	遺跡種別	発見遺構	出土遺物	調査原因	調査組織	調査期間	調査面積(m ²)
12	円覚寺旧境内遺跡(No. 434)	山ノ内字西管領屋敷 385番1 385番2 385番3 385番4	社寺跡	〔古墳～奈良〕 掘立柱建物1棟 溝9条 溝状遺構1条 土坑1基 柱穴85口 〔中世〕 掘立柱建物2棟 礎板列2列 溝状遺構2条 溝6条 井戸4基 土坑4基 柱穴141口	〔古墳～中世〕 土器 〔中世〕 陶器 磁器 金属製品 土製品 石製品 木製品 骨製品 獸骨 貝殻 果核 (整理箱30箱)	集合住宅	株式会社博通	R6.7.31～R6.12.4	437.0
13	若宮大路周辺遺跡群(No. 242)	御成町126番14	都市遺跡	〔古代〕 溝1 小穴1 〔中世〕 小穴99 堅穴遺構2 井戸2 溝5 土坑20	〔奈良～中世〕 陶器 磁器 土器 〔中世〕 石製品 木製品 獸骨 (整理箱18箱)	個人住宅	一般社団法人鎌倉・中世文化研究センター	R6.8.8～R6.10.31	47.0
14	若宮大路周辺遺跡群(No. 242)	御成町795番	都市遺跡	〔中世〕 小穴281 土坑15 池状遺構1 礎板93	〔中世〕 陶器 磁器 土器 鐵製品 木製品 獸骨 貝 錢貨 (整理箱44箱)	店舗	一般社団法人鎌倉・中世文化研究センター	R6.10.15～R7.2.14	86.0
15	宇津宮辻子幕府跡(No. 239)	小町二丁目360番7、14、18、19	城館跡 都市遺跡	〔中世〕 井戸5基 土坑2基 柱穴33口	〔中世〕 土器 陶器 磁器 土製品 金属製品 (整理箱3箱)	個人住宅	株式会社博通	R6.11.5～R6.12.13	76.0
16	由比ガ浜中世集団墓地遺跡(No. 372)	由比ガ浜二丁目1051番13	城館跡 その他 の墓	〔中世〕 方形堅穴建物3 土坑10 溝1 性格不明遺構1 道路状硬化面1	〔中世〕 土器 陶器 磁器 貝 獸骨 人骨 (整理箱16箱)	店舗	株式会社齊藤建設	R6.12.12～R7.2.18	115.0
17	若宮大路周辺遺跡群(No. 242)	雪ノ下一丁目156番1	都市遺跡	〔中世〕 石敷き道路2 小穴160 土坑10 溝7 井戸2 建物3	〔中世〕 土器 陶器 磁器 木製品 石製品 骨製品 金属製品 (整理箱40箱)	集合住宅	一般社団法人鎌倉・中世文化研究センター (次年度へ継続)	R6.12.16～R7.3.31 (次年度へ継続)	338.0

No.	遺跡名	所在地	遺跡種別	発見遺構	出土遺物	調査原因	調査組織	調査期間	調査面積(m ²)
18	若宮大路周辺遺跡群 (No. 242)	雪ノ下一丁目 218番3の一部	城館跡 都市遺跡	〔中世〕 溝2条 土坑2基 柱穴28口	〔中世〕 土器 陶器 磁器 土製品 金属製品 石製品 木製品 骨角製品 獸骨 貝殻 果核 (整理箱35箱)	集合住宅	株式会社博通	R7.3.3 ～ R7.3.31 (次年度～継続)	85.0
19	北条時房・顕時邸跡 (No. 278)	雪ノ下一丁目 269番1の一部	城館跡	〔中世〕 かわらけ溜り1 土坑10 溝状遺構1 柱穴20 〔近世〕 土坑1 井戸跡1 不明遺構1 溝状遺構1 柱穴14	〔中世〕 中国磁器 中国陶器 陶器 炻器 かわらけ瓦 鉄製品 木製品 獸骨 貝殻 〔近世〕 磁器 陶器 炻器 土器 瓦 鉄製品 木製品 石製品 〔近代〕 磁器 陶器 炻器 瓦 ガラス製品 (整理箱9箱)	店舗	有限会社吾妻考古学研究所	R7.3.14 ～ R7.3.31 (次年度～継続)	74.0

(4) 発掘調査報告書の刊行

ア 鎌倉市教育委員会が刊行した発掘調査報告書

令和6年度は『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書41』を令和7年3月31日に刊行した。

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積(m ²)	調査期間
1	武藏大路周辺遺跡 (No. 194)	扇ガ谷三丁目 444番の一部	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	城館跡 都市遺跡	108.82	R3.6.17 ～R4.1.20
2	円覚寺門前遺跡 (No. 287)	山ノ内1330番4	個人専用住宅 (杭状地盤改良工事)	散布地	63.70	R3.6.21 ～R3.7.21

イ 鎌倉市教育委員会以外の発掘調査組織が刊行した発掘調査報告書

令和6年度は12件の発掘調査報告書が刊行された。

No.	遺跡名（No.）		所在地	調査原因	面積 (m ²)	調査期間			調査組織	刊行年月
1	若宮大路周辺遺跡群	242	御成町876番6	集合住宅	224	R2. 6. 15	～	R2. 8. 12	株式会社 博通	R6. 4
2	佐助ヶ谷遺跡	203	佐助一丁目537番2、13、541番3 佐助一丁目537番2の一部	宅地造成 個人住宅	410 674. 699	R元. 6. 3 R2. 8. 17	～	R元. 9. 14 R2. 11. 17	株式会社 博通	R6. 4
3	大倉幕府跡	253	雪ノ下三丁目634番6	集合住宅	66. 88	R4. 7. 25	～	R4. 11. 11	株式会社 齊藤建設	R6. 6
4	陣出遺跡	351	寺分字上陣出393番11外	土地区画 整理	420	R5. 8. 16	～	R6. 12. 28	株式会社 齊藤建設	R6. 12
5	玉縄城跡	63	玉縄三丁目602番16	個人住宅	21. 5	R3. 10. 4	～	R3. 10. 8	株式会社 博通	R7. 1
6	政所跡	247	雪ノ下三丁目974番 1	個人住宅	25	R3. 5. 10	～	R3. 5. 31	株式会社 博通	R7. 2
7	長谷小路周辺遺跡	236	長谷二丁目115番18	個人住宅	55	R3. 4. 1	～	R3. 4. 21	株式会社 博通	R7. 2
8	鎌倉城	87	極楽寺一丁目137番 1	集合住宅	126. 6	R3. 8. 26	～	R3. 9. 11	株式会社 博通	R7. 2
9	田楽辻子周辺遺跡	33	浄明寺二丁目575番1	個人住宅	29	R3. 3. 15	～	R3. 4. 1	株式会社 博通	R7. 2
10	由比ガ浜南遺跡	315	長谷二丁目188番3外3筆	宅地造成	175. 46	R3. 9. 21	～	R3. 10. 6	株式会社 博通	R7. 2
11	若宮大路周辺遺跡群	242	小町二丁目355番1	寺院	114. 83	R3. 3. 1	～	R3. 4. 9	株式会社 博通	R7. 3
12	北条小町邸跡（泰時・時 頼邸跡）	282	雪ノ下一丁目372番8	個人住宅	51. 25	R3. 6. 1	～	R3. 8. 20	株式会社 齊藤建設	R7. 3

（5）発掘調査補助金の交付状況

文化財保護法第 93 条の規定に基づき発掘調査の指示を受けた個人が、民間調査組織等を活用し、市内で発掘調査を実施した場合について、補助金を交付している。補助額は発掘調査に要した費用に 2/3 を乗じた額とし、上限額は 120 万円としている。令和 6 年度の補助金交付件数は 4 件、計 4,446,000 円を交付した。

（6）共同研究の実施状況

市内で出土する多様な遺物（特に木製品や金属製品など）をより適切に取り扱い、保管していくための知見を得、保存修復方法を確立し、公開活用するために必要な条件等を探ることを目的として実施した。

令和 6 年度は学校法人龍谷大学と実施した。

研究課題「鎌倉市内出土文化財の保存修復科学的な調査研究」
実施内容
保存処理済み遺物の経年劣化に関する分析、鎌倉時代刀剣の製造方法について

(7) 指定文化財の保存修理の実施状況 【補助対象事業：16件】

[有形文化財]

- ア 国宝 建長寺絹本淡彩蘭渓道隆像（令和6年度）
剥落止め、補綢、裏打、表具裂修理など。管理団体である鎌倉市が実施
- イ 国指定重要文化財 光明寺本堂（令和元～10年度）
半解体修理
- ウ 国指定重要文化財 建長寺仏殿（令和6～9年度）
耐震補強、屋根葺替及び部分修理
- エ 国指定重要文化財 浄光明寺木造阿弥陀如来及両脇侍坐像（緊急修理）（令和6年度）
倒木及び土砂崩落に伴い毀損した収蔵庫の緊急的な屋根修理、倒木処理
- オ 国指定重要文化財 円覚寺絹本著色五百羅漢像（令和5～6年度）
第5期。33幅を、今回は2年で5幅の修理。管理団体である鎌倉市が実施
- カ 国指定重要文化財 円覚寺文書（令和6～8年度）
建長寺正統庵定文、金沢貞顕書状、北条高時書下、後土御門天皇綸旨の折れ、割
れの補修及び屋郎箱の新調など
- キ 国登録有形文化財坂井家住宅和館及び洋館保存修理事業（令和6～8年度）
耐震診断、耐震対策工事に係る設計及び施工監理
- ク 神奈川県指定重要文化財 覚園寺本堂（緊急修理）（令和6年度）
鳥による本堂屋根の茅引き抜きに伴う緊急修理（差し葺き）
- ケ 鎌倉市指定有形文化財 木造円覚寺正統院宿竜殿（令和6年度）
建物床下（基礎）部分の補強及び床板の貼替
- コ 鎌倉市指定有形文化財 木造妙本寺祖師堂（緊急修理）（令和6年度）
屋根の緊急的な部分修理

[史跡]

- ア 国指定名勝 瑞泉寺庭園（令和3～9年度）
環境整備事業
- イ 国指定史跡 瑞泉寺境内（令和4～9年度）
環境整備事業
- ウ 国指定史跡 净智寺境内（令和4～6年度）
環境整備事業
- エ 国指定史跡 净智寺境内（令和6～7年度）
防災施設整備事業
- オ 国指定史跡 円覚寺境内（令和6～10年度）
環境整備事業

力 国指定史跡 浄光明寺境内・冷泉為相墓（緊急修理）（令和6年度）
土砂崩落に伴う緊急防災施設整備事業

(8) 鎌倉市指定文化財保存管理補助金

市指定文化財の良好な維持管理を奨励するため、鎌倉市指定文化財保存管理補助金交付要綱に基づき、鎌倉市指定文化財保存管理補助金を支給している（所有者が市・県であるもの、鎌倉国宝館等公共機関に寄託されているものを除く）。令和6年度は、73の対象者に計2,425,000円を交付した。

(9) 無形文化財の保護・育成

鎌倉に伝わる郷土芸能に係る後継者の育成指導、郷土芸能の公開などを行っている鎌倉市郷土芸能保存協会へ127,300円を交付した。

(10) 文化財の防災対策

文化財を災害から守り、適正な管理を実施し、後世に伝えることを目的とする団体である鎌倉文化財防災連絡協議会に対し、防災施設の保守点検にかかる経費などについて補助金を交付している。令和6年度は、補助対象事業費7,314,065円の1/2相当である3,657,032円を交付した。

鎌倉文化財防災連絡協議会 加盟団体

No.	会 員 名
1	鶴岡八幡宮
2	覚園寺
3	浄光明寺
4	龍寶寺
5	光触寺
6	建長寺
7	円覚寺
8	極楽寺
9	(一財)一条惠觀山莊
10	青蓮寺
11	円應寺
12	白山神社
13	来迎寺
14	英勝寺
15	常楽寺
16	東慶寺
17	光則寺
18	長勝寺
19	光明寺
20	壽福寺
21	円光寺
22	御靈神社
23	報国寺
24	杉本寺
25	妙法寺
26	荏柄天神社
27	熊野神社
28	大船観音寺
29	明王院
30	妙本寺

4 文化財の公開活用

(1) 鎌倉市遺跡調査・研究発表会

特定非営利活動法人鎌倉考古学研究所との共催で、市内で実施された発掘調査の内容や出土遺物の紹介することにより、郷土への理解と文化財保護の考えを深めるために実施している。

平成3年度に第1回を開催してから、令和6年度で第32回の開催となる。特定非営利活動法人鎌倉考古学研究所（平成20年度までは鎌倉考古学研究所）との共催。令和6年8月10日に鎌倉生涯学習センターホールで開催し、令和5年度の調査成果を発表するとともに、「大倉幕府周辺遺跡出土の建保三年銘木簡をめぐって」と題して、特別報告及び討論を実施した。参加者120人。

(2) 鎌倉市遺跡調査速報展

市内の発掘調査で見つかった遺跡の歴史的な意義の周知、出土遺物の紹介をするため、平成25年度から、前年度の市内での発掘調査成果を主として、速報展を開催している。令和6年7月13日から8月31日に鎌倉歴史文化交流館で実施し、延べ入場者数2,001人。

(3) その他の展示

前年度に実施した市内での発掘調査成果について周知するため、鎌倉駅地下道ギャラリー50において令和7年2月25日から3月3日に写真パネル展示を行った。また、市役所本庁舎1階市民課前及び第4分庁舎1階文化財課前に展示コーナーを設け、一年を通して出土品を展示した。

(4) 出前授業・出土品貸出セット

ア 概要

小学校・中学校の児童・生徒に鎌倉の歴史や昔の暮らしの様子についての理解を深めてもらえることを目的とする。文化財課職員が小学校へ訪問し、鎌倉市内遺跡から出土した出土品を見て・触れて・感じてもらえるよう、ハンズオン形式の出前授業及び地域の歴史や遺跡についての解説を行っている。また遺物貸出セットの貸出も行っている。

イ 令和6年度事業実績

出前授業等

日 時	学校名等	学年	内容	講師
令和6年5月13日	清泉小学校	3年	文化財の授業	鈴木
令和6年6月20日	御成小学校	6年	御成小学校内の遺跡—今小路西遺跡	鈴木
令和6年6月28日	稻村ヶ崎小学校	6年	中世極楽寺と稻村ヶ崎小学校の遺跡	鈴木
令和6年11月8日	鎌倉市生涯学習推進委員会主催生涯学習講座①		鎌倉市内遺跡の特徴と発掘調査	鈴木
令和6年11月14日	第一中学校	3年	職業講話	鈴木
令和6年11月15日	鎌倉市生涯学習推進委員会主催生涯学習講座②		鎌倉出土の漆器	米澤
令和6年11月29日	鎌倉市生涯学習推進委員会主催生涯学習講座③		鎌倉の近世近代遺跡	永田

出土品貸出セット

日時・期間	学校名	学年
令和6年5月13日～28日	清泉小学校	3年
令和6年6月20日	御成小学校	6年
令和6年6月28日	稻村ヶ崎小学校	6年

(5) 発掘調査現地見学会

ア 発掘調査現地見学会

日時	遺跡名	来場者数
令和6年8月31日	長谷小路周辺遺跡	雨天中止
令和7年2月15日	若宮大路周辺遺跡群	301人

(6) 文化財の貸出・掲載等

ア 通年貸出

No.	申請者（機関）	目的	貸出物件
1	Keeyls 株式会社	展示公開	北条時房・頴時邸跡（雪ノ下一丁目 265 番 2）出土遺物 20 点
2	三井不動産レジデンシャルサービス 横浜支店	展示公開	松谷寺跡（佐助一丁目 516 番 1）出土遺物 5 点
3	医療法人徳洲会介護老人保健施設 かまくらしるばーほーむ	展示公開	北条小町邸跡（泰時・時頼邸跡）（雪ノ下一丁目 367 番 1）出土遺物 39 点
4	株式会社山安	展示公開	巨福呂坂周辺遺跡（雪ノ下二丁目 144 番 1）出土遺物 19 点
5	有限会社ミネモト・サプライ	展示公開	北条小町邸跡（泰時・時頼邸跡）（鎌倉市雪ノ下一丁目 378 番 1、5）出土遺物 12 点
6	株式会社豊島屋	展示公開	若宮大路周辺遺跡群（小町二丁目 283-6 他）出土遺物 21 点
7	中杉クリーニングサービス	展示公開	若宮大路周辺遺跡群（小町二丁目 5-8）出土遺物 4 点
8	宗教法人龍寶寺玉縄歴史館	展示公開	山居遺跡出土遺物 8 点
9	学校法人聖マリアンナ医科大学	調査研究	市内出土人骨 コンテナ 1, 113 箱
10	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館	常設展示	陶磁器類、金属・木製品など 79 点
11	埼玉県立歴史と民俗の博物館	常設展示	陶磁器類、骨製品ほか 16 点
12	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム	調査研究	由比ガ浜南遺跡出土の人骨及び獸骨 コンテナ 1, 150 箱
13	美里町教育委員会 美里町遺跡の森館	常設展示	史跡永福寺跡出土瓦 9 点
14	帝京大学文化財研究所	調査研究	由比ガ浜中世集団墓地遺跡（由比ガ浜二丁目 1014 番 15 地点）出土動物遺体 コンテナ 145 箱

No.	申請者（機関）	目的	貸出物件
15	新潟医療福祉大学	調査研究	鎌倉市内出土人骨コンテナ 20 箱
16	慶應義塾大学文学部	調査研究	鎌倉城・極楽寺旧境内遺跡（鎌倉市稻村ガ崎三丁目 561 番 275 ほか 7 地点）出土人骨及び調査図面・写真 13 箱

イ 一時貸出

No.	申請日	申請者	目的	物件
1	令和 6 年 6 月 3 日	神奈川県立金沢文庫	特別展『茶の湯以前』での展示	瀬戸窯鉄釉茶入他 6 点
2	令和 6 年 6 月 8 日	大田区郷土博物館	特別展「矢を放て！」での展示及び図録等掲載	黒漆塗弓（永福寺跡出土）他 7 点
3	令和 6 年 8 月 19 日	神奈川県立歴史博物館	令和 6 年度秋季開催予定の特別展「仮面絢爛」での展示及び図録・広報媒体等へ掲載するための資料画像撮影	木製面（若宮大路周辺遺跡群）2 点、山猫形木偶（円覚寺門前遺跡）1 点
4	令和 6 年 9 月 11 日	株式会社 斎藤建設	平塚商工会議所主催イベントに出展するブースに展示	大倉幕府周辺遺跡群 4 区 6 面 SX1 出土かわらけ 20 点
5	令和 6 年 10 月 3 日	神奈川県立金沢文庫	特別展「運慶－女人の作善と鎌倉幕府－」での展示	永福寺跡出土鬼瓦 2 点
6	令和 6 年 11 月 8 日	厚生労働省社会・援護局事業課	論文投稿のための X 線撮影	長谷小路周辺遺跡（HS-5）人骨 1 体

ウ 資料調査

No.	申請日	申請者	目的	物件
1	令和 6 年 4 月 9 日	公益財団法人神奈川考古学財団	関東古瓦研究会初期寺院シンポジウムに向けての資料調査	千葉地遺跡出土瓦、今小路西遺跡出土瓦
2	令和 6 年 4 月 10 日	神奈川県立歴史博物館	令和 6 年度秋季開催予定の特別展「仮面絢爛」にかかる資料調査	木製面（若宮大路周辺遺跡群）山猫形木偶（円覚寺門前遺跡）計 3 点

No.	申請日	申請者	目的	物件
3	令和6年4月12日	個人	調査研究のため	鎌倉市内出土馨2点
4	令和6年5月8日	個人	岩手県内出土の中世石製遺物との比較検討	鎌倉市内遺跡出土の石製遺物
5	令和6年7月2日	九州大学大学院	論文作成のための資料調査(題目:『宮ノ台式土器の形成過程とその史的意義』)	手広八反目遺跡出土 弥生土器53点
6	令和6年10月16日	(公財)横浜市ふるさと歴史財団埋蔵文化財センター	展示・講演会に向けての資料熟覧	玉縄城址出土土器陶磁器92点
7	令和6年11月5日	厚生労働省社会・援護局事業課	論文投稿のための写真撮影	長谷小路周辺遺跡(HS-5)人骨1体
8	令和6年12月13日	岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター	日本出土の貿易陶磁器の比較研究のため	鎌倉市今小路西遺跡 北谷出土の輸入陶磁器一式
9	令和6年12月13日	岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター	日本出土の中世土器の比較研究のため	大倉幕府周辺遺跡群(鎌倉市二階堂字荏柄38番2)出土の中世土器及び陶磁器等
10	令和7年1月20日	(公財)愛媛県埋蔵文化財センター	愛媛県西条市・宮之内遺跡出土の金銅五輪塔形舍利容器を評価するための調査	小町一丁目309番5地点発掘調査報告 1983収録の銅製五輪塔
11	令和7年1月29日	岩手大学人文社会学部	鎌倉市出土漆器の調査・研究	鎌倉市内遺跡出土の漆器120点
12	令和7年3月4日	北海道大学総合博物館	種同定のための微破壊サンプリング	小町大路東遺跡(調査地点:鎌倉市大町一丁目1171番1の一部)出土のタカ科橈骨

エ 掲載・放映・画像提供等

No.	申請日	申請者	目的	物件
1	令和6年4月16日	テレコム スタッフ 株式会社	NHKE テレ『3か月でマ スターする世界史第5 回』にて二次使用する ため	宋錢映像 1点
2	令和6年9月4日	株式会社有隣堂	『足元に眠る神奈川の 歴史』に挿図として掲 載するため	長谷小路周辺遺跡他 写真データ8点
3	令和6年9月4日	株式会社有隣堂	『足元に眠る神奈川の 歴史』に挿図として掲 載するため	大倉幕府周辺遺跡群 他写真24点
4	令和6年9月4日	株式会社有隣堂	『足元に眠る神奈川の 歴史』に挿図として掲 載するため	北条時房顕時邸跡出 土不動明王像写真の 掲載1点
5	令和6年9月17日	聖教新聞社・ 第2報道局	聖教新聞連載「鎌倉時 代をつまみ読みっ！」 に掲載するため	鎌倉市内出土滑石 スタンプ写真
6	令和6年9月20日	公益財団法人 かながわ考古学 財団	「わが街の推し遺 跡！！～聞いて！見 て！！こんなにすんご い私たちの街の歴史 ～」推し遺跡パネル展 にて写真パネル掲示の ため	史跡北条氏常盤亭 跡、金銅製水注出土 状況、「法華堂跡」 門柱跡の画像データ 各1点
7	令和6年11月13日	株式会社 ABC アーク 歴史人編集部	『歴史人』1月号に掲 載するため	大倉幕府北遺跡の 調査写真 大倉幕府周辺遺跡群 の調査写真
8	令和6年12月2日	(公財)かながわ トラストみどり 財団	機関紙「ミドリ」 135号に掲載するため	大倉幕府周辺遺跡群 (横浜国立大学附属 鎌倉小中学校内) 調 査 写真5枚
9	令和6年12月6日	株式会社雄山閣	『季刊考古学』170号 特集「考古学から 古典・文学を読む」 (仮)に掲載するため	杉本寺周辺遺跡及び 若宮大路周辺遺跡群 御成町795番地点 写真データ各1点

No.	申請日	申請者	目的	物件
10	令和6年12月6日	(公財)かながわ考古学財団	「楽しもう！考古学！！～こんなにある！神奈川の遺跡とその魅力～」展にて写真パネル掲示のため	史跡北条氏常盤亭跡、金銅製水注出土状況、「法華堂跡」門柱跡の画像データ各1点
11	令和6年12月16日	神奈川県考古学会	第47回神奈川県遺跡調査・研究発表会発表要旨及び広報用チラシ等掲載のため	大倉幕府周辺遺跡群雪ノ下三丁目660番3外9筆、660番3先地点写真他16点
12	令和7年1月28日	國華社	『國華』1555号小池富雄氏論文に伴う参考図版・挿図として掲載のため	若宮大路周辺遺跡出土ヤコウガイ写真9カット
13	令和7年2月18日	個人	『鎌倉市教育委員会文化財調査研究紀要』第7号に実測図・撮影写真を掲載するため	陶器製提子、銅製銚子
14	令和7年3月21日	雄山閣	『季刊考古学171号特集：骨角製装身具類からみえる縄文社会』に掲載するため	若宮大路周辺遺跡群第2面全景(南から)、若宮大路周辺遺跡群第3面全景(南から)、堅穴建物内検出匂炉裏、木造人物像写真、3Dスキャン画像展開図(全体)、3Dスキャン画像展開図(頭部)、木造人物像出土状況

イ 写真等貸出・撮影

(ア) 書籍等掲載

No.	貸出先	書籍等の名称	掲載写真等	承諾日
1	創意市集出版社	『鎌倉深度慢旅（仮）』 (中国語・繁体字)	史跡永福寺跡 史跡法華堂跡 スマートフォンアプリ 「AR 永福寺」AR マー カ一看板画像	令和6年 4月 25日
2	株式会社 アド・グリーン	『散歩の達人 MOOK 鎌倉散 歩地図』(株式会社交通新聞 社発行)	史跡仮粧坂 史跡朝夷奈切通 史跡法華堂跡	令和6年 5月 30日
3	株式会社 エイエイピー	神奈川県歴史 A R デジタル ラリー (チラシ、ポスター、 WEB サイト等)	史跡永福寺跡 史跡法華堂跡	令和6年 6月 12日
4	株式会社 K&B パブリッシャーズ	『地図で歩く鎌倉 江の島』 (株式会社 JTB パブリッシ ング発行)	史跡永福寺跡 (継続使用)	令和6年 6月 13日
5	株式会社 K&B パブリッシャーズ	『るるぶ横浜 鎌倉 中華街 25』	史跡法華堂跡 史跡亀ヶ谷坂	令和6年 6月 17日
6	個人	田辺旬・前田英之編『京都か らみた鎌倉幕府の成立』(株 式会社小径社発行)	史跡永福寺跡	令和6年 6月 27日
7	株式会社東京 ビデオセンター	テレビ番組 「究極ガイド 2時間でまわる 平泉」	史跡永福寺跡	令和6年 7月 19日
8	株式会社 JTB	月刊『教育旅行』 ((公財)日本修学旅行協会)	史跡永福寺跡	令和6年 8月 15日
9	公益社団法人 鎌倉市観光協会	「日本遺産×逃げ若」 デジタルスタンプラリー (ゆかりの地マップ、 ポスター、WEB サイト等)	史跡永福寺跡	令和6年 9月 26日
10	株式会社 エストール	『鎌倉さんぽ地図』 (株式会社旺文社発行)	史跡永福寺跡 史跡法華堂跡	令和6年 9月 11日
11	鎌倉市生涯学習 推進委員会	生涯学習情報雑誌『鎌倉萌』	史跡鶴岡八幡宮境内	令和6年 9月 25日
12	那珂川市「歴史を 学ぶ会」	『元寇 750 年・記念誌』(那 珂川市教育委員会発行)	史跡法華堂跡	令和6年 12月 6日

No.	貸出先	書籍等の名称	掲載写真等	承諾日
13	日本遺産いざ鎌倉 協議会	日本遺産構成文化財（史跡 法華堂跡、名越切通）の 案内板	史跡法華堂跡 史跡名越切通	令和6年 12月23日
14	株式会社 マイナビ出版	島田裕巳著『なぜ日本人は 神社で祈るのか』	史跡永福寺跡	令和6年 12月24日

(イ) テレビ等撮影

No.	許可先	番組名	撮影場所	撮影日
1	テレビ朝日映像 株式会社	テレビ朝日 「今夜はナゾトレ」	史跡法華堂跡	令和7年 2月19日
2	株式会社 ハウフルス	TBSテレビ 「ベスコングルメ」	史跡永福寺跡	令和7年 2月25日
3	テレビ朝日映像 株式会社	テレビ朝日 「今夜はナゾトレ」	史跡法華堂跡	令和7年 3月3日 ～3月7日

(7) 郷土芸能大会

ア 鎌倉市郷土芸能保存協会の概要

郷土芸能の保護・育成を図るために、後継者の育成指導、郷土芸能の公開などを行い、郷土の芸能等の保存に寄与することを目的としている。昭和45年2月に発足した協会で、19団体が加盟している。

鎌倉市郷土芸能保存協会 団体名一覧

(50音順)

今泉はやし会	腰越天王囃子保存会
大船鎌倉囃子保存会	小袋谷囃子会
鎌倉神楽（大町）	材木座天王唄保存会
鎌倉神楽（御靈神社）	材木座囃子連中
鎌倉神楽保存会	坂ノ下さざなみ会
鎌倉囃子大町祇園会	坂ノ下囃子連
鎌倉囃子山崎保存会	台祭囃子保存会
鎌倉鳶職組合木遣保存会	面掛行列（御靈会）
葛原岡神社由比ガ浜囃子連	山之内囃子保存会
光明寺（声明）	

イ 第 53 回鎌倉郷土芸能大会開催実績

(ア) 祭ばやし大会

令和 6 年 9 月 8 日 (日)

於 鶴岡八幡宮境内源氏池畔

【出演団体】鎌倉囃子山崎保存会、葛原岡神社由比ガ浜囃子連、坂ノ下囃子連、

材木座囃子連中、山之内囃子保存会

来場者数：1,209 人

(イ) 郷土芸能大会

令和 6 年 11 月 10 日 (日)

於 鎌倉生涯学習センター（きらら鎌倉）ホール

【出演団体】腰越天王囃子保存会、台祭囃子保存会、材木座囃子連中、

坂ノ下さざなみ会、小袋谷囃子会、山之内囃子保存会、

鎌倉鳶職組合木遣保存会

来場者数：318 人

(8) 有償図書一覧

・『鎌倉の文化財』(市指定文化財を写真と解説文で紹介)

図書名	体裁	掲載文化財・所有者名
鎌倉の文化財 第10集	昭和55年12月刊行／ A5判／総頁70ページ ／頒価300円	◇石造手水鉢(鶴岡八幡宮) ◇石造供養塔(薬王寺) ◇石造板碑(光照寺) ◇紙本著色 束帶天神像 附 紙本墨書天神名号(荏柄天神社) ◇木造栄西禪師坐像(寿福寺) ◇木造達磨大師坐像(寿福寺) ◇木造阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像(向福寺) ◇平井家文書(平井恒太郎) ◇新撰菟玖波集(附箱極札二葉)(鶴岡八幡宮) ◇大光明藏(瑞泉寺) ◇太平尼寺出土品 青磁蓋付鎬文壺 古瀬戸黄緑釉尊形花器(別願寺) ◇千葉ヶ谷横穴群(田崎文康) ◇フユザクラ(瑞泉寺) ◇クロガネモチ(光明寺) ◇ウスキモクセイ(円覚寺)
鎌倉の文化財 第11集	昭和56年11月刊行／ A5判／総頁72ページ ／頒価300円	◇石造 板碑(海蔵寺) ◇紙本墨画十六羅漢図(報国寺) ◇紙本墨画白衣観音図(寿福寺) ◇木造 跋陀婆羅尊者立像(来迎寺) ◇木造阿弥陀如来立像(蓮乗院) ◇木造阿弥陀如来坐像(覚園寺) ◇木造大覚禪師坐像(建長寺) ◇木造仏燈国師坐像(竜峰院) ◇木造伝聖観音菩薩坐像(竜峰院) ◇木造散蓮華蒔絵前机(妙本寺) ◇典籍大覚禪師語録(附箱)(建長寺) ◇典籍仏燈国師語録(附箱)(建長寺) ◇ビヤクシン(成福寺) ◇イチョウ(妙本寺) ◇ビヤクシン(円覚寺)
鎌倉の文化財 第12集	昭和57年12月刊行／ A5判／総頁76ページ ／頒価300円	◇石造板碑(元徳四年銘)(薬王寺) ◇石造宝塔(大慶寺) ◇絹本墨書地蔵菩薩像(高徳院) ◇絹本著色奇文和尚像(松嶺院) ◇木造聖観音菩薩半跏像(禅居院) ◇銅造観音菩薩立像(青蓮寺) ◇木造 如意輪観音坐像(光明寺) ◇木造住吉神倚像(鶴岡八幡宮) ◇木造阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像(光照寺) ◇木造古位牌(海蔵寺) ◇石櫃(覚園寺) ◇庚申塔(文政八年銘)(御靈神社) ◇庚申塚(いなり道)(鎌倉市) ◇

図書名	体裁	掲載文化財・所有者名
		ヤマザクラ(市原虎の尾) (安国論寺) ◇シロシダレ (鶴岡八幡宮)
鎌倉の文化財 第13集	昭和58年12月刊行／ A5判／総頁80ページ／ 額価300円	◇絹本淡彩墨画曼荼和尚像 附 東海昌俊筆 点眼法語(仏日庵) ◇木造釈迦如来坐像(常楽寺) ◇木造毘沙門天立像(円光寺) ◇木造地蔵 菩薩坐像(仏日庵) ◇木造文殊菩薩騎獅半跏像 (円覚寺(正統院)) ◇木造文殊菩薩坐像(極 楽寺) ◇木造思円房叢尊(興正菩薩) 坐像(極 楽寺) ◇木造良觀房忍性(菩薩) 坐像(極楽寺) ◇木造五大明王像 附 胎内納入品(明王院) ◇剣(仏日庵) ◇紙本墨書不聞契聞墨跡(仏日 庵) ◇サザンカ(安国論寺)
鎌倉の文化財 第14集	昭和62年10月刊行／ A5判／総頁68ページ／ 額価300円	◇絹本著色仏涅槃図(描表装)(瑞泉寺) ◇紙本 著色朱衣達磨図(瑞泉寺) ◇紙本墨画芦雁図二 曲屏風(成福寺) ◇木造韋駄天立像(淨智寺) ◇木造阿弥陀如来坐像(大長寺) ◇木造伽藍神 倚像(寿福寺) ◇木造千手觀音坐像(建長寺) ◇木造釈迦如来坐像(附 胎内銘札二枚)(大 慶寺) ◇木造荒神立像(淨妙寺) ◇木造 聖僧 文殊菩薩坐像(附 胎内銘札一枚)(覺園寺) ◇ 木造聖僧文殊菩薩坐像(附 胎内銘札一枚) (建長寺) ◇紙本墨書額草「最勝輪」(附 扁 額一幀)(黃梅院) ◇鎌倉木遣唄(鎌倉鳶職組 合木遣保存会)
鎌倉の文化財 第15集	平成2年10月刊行／ A5判／総頁64ページ／ 額価300円	◇絹本著色猿猴図(建長寺) ◇絹本著色錦江和 尚像(建長寺) ◇絹本著色靈照女図(鎌倉市) ◇絹本著色頬焼阿弥陀縁起絵巻模本(光触寺) ◇木造阿弥陀如来立像(九品寺) ◇木造宝冠釈 迦如来坐像(附 胎内銘札一枚)(白雲庵) ◇ 木造仏乘禪師坐像(報国寺) ◇木造聖觀音菩薩 坐像(明月院) ◇木造 光明寺世代像(光明寺) ◇木造漆塗明月膳・椀(明月院)

図書名	体 裁	掲載文化財・所有者名
鎌倉の文化財 第 16 集	平成 3 年 10 月刊行／ A 5 判／総頁 66 ページ ／頒価 300 円	◇木造円覚寺正統院鐘楼(円覚寺) ◇紙本著色 日蓮上人松葉谷行状図(安国論寺) ◇紙本墨画 白衣觀音像(松嶺院) ◇紙本著色洋乎和尚像 (報国寺) ◇紙本墨画白描菩薩図像(淨智寺) ◇ 木造觀音三十三應現身立像(長谷寺) ◇木造樞 翁妙環坐像(建長寺) ◇木造傑翁是英坐像(帰 源院) ◇木造東岳文昱坐像(富陽庵) ◇木造桃 溪徳悟坐像(富陽庵) ◇木造今上牌(淨智寺) ◇ 紙本墨書夢窓疎石墨跡(黄梅院)
鎌倉の文化財 第 17 集	平成 10 年 2 月刊行／ A 5 判／総頁 72 ページ ／頒価 300 円	◇絹本著色約翁和尚像(建長寺) ◇絹本著色中 峰和尚像(明月院) ◇紙本著色指月和尚像(明 月院) ◇板繪著色金彩本堂障壁画(附細川耆姫 像)(妙法寺) ◇木造妙隆寺祖師高僧像(妙隆 寺) ◇木造願行房円満上人坐像(安養院) ◇木 造真言八祖像(附胎内納入銘札二枚)(青蓮寺) ◇木造熊野權現坐像(附木造隨身半跏像二軀・ 木造獅子像二軀)(熊野神社) ◇銅造积迦如來 及び五百羅漢像(建長寺) ◇光明寺文書(光 明寺) ◇淨光明寺文書(淨光明寺) ◇河内家文書 (個人)
鎌倉の文化財 第 18 集	平成 11 年 3 月刊行／ A 5 判／総頁 74 ページ ／頒価 300 円	◇木造妙法寺表門(妙法寺) ◇木造淨光明寺阿 弥陀堂(附棟札)(淨光明寺) ◇木造淨光明寺 山門(淨光明寺) ◇絹本著色夢窓和尚像(瑞泉 寺) ◇紙本著色持念珠天神立像(鎌倉市) ◇紙 本墨画淡彩渡唐天神像(鎌倉市) ◇木造阿弥陀 如來立像(淨妙寺) ◇紙本著色建長寺境内絵図 (建長寺) ◇明月院文書(一八通)(明月院) ◇鎌倉神樂(鎌倉神楽保存会) ◇大伴神主家墓 所(淨光明寺) ◇番場ヶ谷やぐら群(鎌倉市)

図書名	体裁	掲載文化財・所有者名
鎌倉の文化財 第19集	平成12年9月刊行／ A5判／総頁68ページ ／頒価300円	◇木造常楽寺山門(常楽寺) ◇絹本墨画水月觀音図(円覚寺) ◇木造歡喜天立像(巨福呂坂町内会) ◇銅造燭台(建長寺) ◇銅造火鈴(建長寺) ◇紙本墨書中巖圓月墨跡(常盤山文庫) ◇東慶寺縁切文書(東慶寺) ◇小丸家旧蔵東慶寺縁切文書(鎌倉市) ◇荏柄天神社文書(荏柄天神社) ◇相馬師常墓やぐら(鎌倉市) ◇ビヤクシン(浄光明寺) ◇ビヤクシン(イブキ)(建長寺)
鎌倉の文化財 第20集	平成16年1月刊行／ A5判／総頁75ページ ／頒価300円	◇木造光明寺總門(光明寺) ◇木造荏柄天神社本殿附鎌倉荏柄山天神社由緒書(荏柄天神社) ◇絹本著色白衣觀音像(建長寺) ◇木造藥師如來及び両脇侍菩薩像(海藏寺) ◇木造聖德太子立像(成福寺) ◇木造虛空藏菩薩坐像(成福寺) ◇紙本著色鶴岡八幡宮境内絵図(鶴岡八幡宮) ◇紙本著色光明寺境内絵図(光明寺) ◇紙本墨画淨光明寺敷地絵図(浄光明寺) ◇紙本墨書建長寺年中諷経并前住記(建長寺) ◇木造報恩寺梁牌銘(瑞泉寺) ◇慈恩院年貢札(浄光明寺)
鎌倉の文化財 第21集	平成21年3月刊行／ A5判／総頁62ページ ／頒価600円	◇木造熊野神社本殿(熊野神社) ◇絹本著色蓮池図(建長寺) ◇木造阿弥陀如來及び両脇侍菩薩立像(来迎寺) ◇木造毘沙門天立像(常楽寺) ◇木造釈迦如來坐像(浄妙寺) ◇銅造梵鐘(円覚寺) ◇銅造梵鐘(円覚寺) ◇板締染型板(鎌倉市)
鎌倉の文化財 第22集	平成29年11月刊行／ A5判／総頁78ページ ／頒価500円	◇木造鶴岡八幡宮末社白旗神社本殿及拝殿(鶴岡八幡宮) ◇絹本著色地蔵菩薩図(鎌倉市) ◇絹本著色羅漢図(報国寺) ◇絹本著色釈迦三尊図(建長寺) ◇木造宝冠釈迦如來坐像(妙本寺) ◇木造釈迦如來坐像(東慶寺) ◇木造夢窓国師坐像(黄梅院) ◇銅造觀音菩薩御正躰(八雲神社) ◇銅造鑿子(円覚寺) ◇紙本著色極樂寺境内絵図(極樂寺)

図書名	体 裁	掲載文化財・所有者名
鎌倉の文化財 第 23 集	平成 31 年 3 月刊行／ A 5 判／総頁 74 ページ ／頒価 600 円	◇絹本著色若宮八幡神図（鎌倉市）◇紙本著色 達磨図（建長寺）◇木造阿弥陀如来立像（英勝 寺）◇木造釈迦如来坐像（建長寺）◇木造地蔵 菩薩坐像（建長寺）◇木造釈迦如来坐像（覚園 寺）◇銅造灌仏盤（円覚寺）◇木簡（天平五年 銘）（鎌倉市）◇木簡（鎌倉市）◇白磁四耳壺 (鎌倉市)
鎌倉の文化財 第 24 集	令和 5 年 3 月刊行／ A 5 判／総頁 77 ページ ／頒価 600 円	◇石造宝塔（成就院）◇木造聖観音菩薩立像 (淨智寺) ◇木造薬師如来立像（円覚寺）◇木 造觀音菩薩坐像（松ヶ岡文庫）◇金銅四天王五 鈸鈴（鶴岡八幡宮）◇堆朱龍花文長盆（鎌倉市） ◇紙本著色寿福寺・同塔頭境内絵図及領地図 (寿福寺) ◇笹目遺跡出土の埋納品（鎌倉市） ◇北条時房・顕時邸跡出土の墨壺（鎌倉市）◇ 国指定史跡永福寺跡出土の荘嚴具（鎌倉市）

・『鎌倉近世史料』

図書名	概要	内容
長谷坂ノ下村編	昭和 50 年 10 月刊行／A 5 判、上製本／総頁 341 ページ／頒価 2,000 円	長谷の石渡彦四郎氏、長谷上町念佛講中、坂ノ下の安斎松平氏、三橋三郎氏、長田正則氏、坂ノ下地神講中、山本音春氏、東京大学史料編纂所、富山県立図書館所蔵史料計 247 点を収録。
十二所編	昭和 51 年 8 月刊行／A 5 判、上製本／総頁 500 ページ／頒価 2,500 円	大木力雄氏、大木慶司氏、小丸敏雄氏の 3 氏所蔵、および山口家旧蔵の文書 133 点を収録。東慶寺領および明月院領に関する史料が中心。
小袋谷編（上）	昭和 52 年 10 月刊行／A 5 判、上製本／総頁 598 ページ／頒価 2,600 円	昭和 49 年 4 月に鎌倉市指定文化財（文書）に一括指定を受けた平井恒太郎氏所蔵文書のうち寛永期～天明期までの 202 点の文書等を収録。
小袋谷編（下）	昭和 53 年 12 月刊行／A 5 判、上製本／総頁 562 ページ／頒価 2,800 円	小袋谷編（上）に続き、平井恒太郎氏所蔵文書のうち、寛政期～明治期までの文書等 285 点を収録。旧小袋谷村に関する貴重な史料として価値が高い。
淨明寺編 二階堂編 西御門編 (上・下 2 冊揃)	昭和 56 年 3 月刊行／A 5 判、上製本／総頁 800 ページ／頒価 6,100 円	林邦雄氏所蔵の史料 84 点、城田梅吉氏所蔵の史料 34 点、鈴木長八郎氏所蔵の史料 13 点を収録。
手広編（1） 内海家（上）	昭和 58 年 3 月刊行／A 5 判、上製本／総頁 244 ページ／頒価 3,200 円	内海賢式氏所蔵の文書等 40 点を収録。慶安元年～文久元年までの史料を所収。
手広編（2） 内海家（中）	昭和 59 年 3 月刊行／A 5 判、上製本／総頁 519 ページ／頒価 4,000 円	内海宏次氏所蔵史料のうち、天正 19 年～明治 31 年までの史料を所収。

図書名	概要	内容
手広編（3） 内海家（下）	昭和 62 年 3 月刊行／ A5 判、上製本／総頁 338 ページ／頒価 3,300 円	内海宏次氏所蔵史料のうち、明治期の帳簿類を中心に 68 点の文書等を所収。
手広編（4） 和田家（上）	平成 2 年 3 月刊行／ A5 判、上製本／総頁 390 ページ／頒価 3,800 円	和田寿夫氏所蔵史料のうち、天正 19 年～元治 2 年までの文書等 103 点を収録。文化・文政年間の證文・帳簿・文書類を中心とした史料群。
手広編（5） 和田家（中）	平成 3 年 3 月刊行／ A5 判、上製本／総頁 372 ページ／頒価 4,000 円	和田家（上）に続き、和田寿夫氏所蔵史料のうち、天明 6 年～明治 20 年までの文書等 63 点を収録。證文・帳簿類をはじめ、幕府や明治政府の達など多岐にわたる。
手広編（6） 和田家（下） 内海家補遺	平成 5 年 12 月刊行／ A5 判、上製本／総頁 359 ページ／頒価 4,000 円	和田寿夫氏所蔵史料の 29 点及び補遺として内海宏次氏所蔵史料のうち 140 点を収録。巻末に片桐一男氏の略解題を付す。
扇ガ谷編（1） 河内家（1）	平成 10 年 3 月刊行／ A5 判、上製本／ 総頁 313 ページ／頒価 4,800 円	市内扇ガ谷の河内家に伝わる寛永 12 年から天保 11 年までの文書等 105 点を収録。工匠河内家が作事、普請を手がけた英勝寺に関する文書等を多数掲載。
扇ガ谷編（2） 河内家（2）	平成 14 年 3 月刊行／ A5 判、上製本／総頁 326 ページ／頒価 2,600 円	河内家文書の続編。天保 11 年～嘉永 7 年までの文書等 47 点を収録。英勝寺に関する文書が中心であるが、光明寺山門に関する文書等も収録。

・『発掘調査報告書』

図書名	概要	内容
(推定) 藤内定員邸跡 発掘調査報告書	昭和 60 年 2 月刊行／ B5 判／総頁 246 ページ／頒価 1,000 円	中央公民館（現：鎌倉生涯学習センター）建設に伴う発掘調査の報告。14世紀の方形堅穴建築址、15世紀の土壙墓などを発見。
向荏柄遺跡 発掘調査報告書	昭和 60 年 2 月刊行／ B5 判／総頁 214 ページ／頒価 900 円	市立第二小学校体育館建設に伴う発掘調査の報告。武家屋敷と推定される 13～14世紀の遺構群を発見。
鶴岡八幡宮境内 発掘調査報告書	昭和 60 年 2 月刊行／ B5 判／総頁 182 ページ／頒価 1,000 円	史跡鶴岡八幡宮境内における鎌倉国宝館収蔵庫建設に伴う発掘調査の報告。鶴岡八幡宮が創建される以前の時期の埋葬人骨や木製五輪塔婆などを発見。
関谷島ノ神西遺跡 発掘調査報告書	昭和 60 年 2 月刊行／ B5 判／総頁 84 ページ／頒価 500 円	市内関谷における一般廃棄物最終処分場設置に伴う発掘調査の報告。縄文時代後期の堅穴住居跡 5軒、埋甕 3基などの遺構を発見。
北条泰時・時頼邸跡 発掘調査報告書	昭和 60 年 8 月刊行／ B5 判／総頁 38 ページ／頒価 300 円	市内雪ノ下一丁目における店舗併用住宅の建設に伴う発掘調査の報告。若宮大路の東側の側溝からは「一丈伊北太郎跡」、「一丈南くにの井の四郎入道跡」の木簡が発見されている。

・その他

図書名	概要	内容
としよりの話 (鎌倉市文化財資料第 7 集)	昭和 46 年 12 月初版刊行／ A5 判／総頁 356 ページ／ 頒価 1,000 円	「鎌倉に生まれて鎌倉に暮らしている」お年寄り 225 名から聞き取りを行った庶民生活の記録。信仰、年中行事、仕事、言い伝えなど聞き取られた話の内容は多岐にわたり興味深い。

5 史跡の公有地化・整備維持管理

(1) 史跡の公有地化

令和6年度は史跡鶴岡八幡宮境内の公有地化を行った。

史跡指定地内の民有地 1360.02 m²を買収。建物及び土地の評価を行った後、更地にて買い取った。

(2) 史跡の整備

ア 史跡大町釈迦堂口遺跡

指定地内の隧道が崩落する危険があることから立入禁止としているが、史跡の保護及び隧道の通行の再開に向け、崩落対策工事を令和3年度から着工し、令和5年度に竣工した。

令和6年度から、史跡の公開に向けた暫定整備を行っている。

イ 史跡北条氏常盤亭跡

指定地内の急傾斜地が崩落する危険があることから史跡の保護と住民の安全を考え、令和4年度に対象急傾斜地の測量と地盤調査、令和5年度に崩落対策工事基本設計、令和6年度に崩落対策工事詳細設計に着手した。今後、令和7年度に崩落対策工事に着手する予定である。

ウ 史跡浄光明寺境内・冷泉為相墓

指定地内に存在する市指定史跡相馬師常墓やぐら周辺が崩落する危険があることから、史跡の保護と来訪者の安全を考え、令和5年度に対象地の調査と測量、令和6年度に崩落対策工事基本設計を実施した。今後、令和7年度に崩落対策工事詳細設計、令和8年度に崩落対策工事を実施する予定である。

エ 防災・管理業務

倒木や斜面崩落に伴う災害を未然に防ぐため、史跡大仏切通指定地内の、民有地や道路に面する斜面にある高木、枯損木及び危険木を伐採した。

オ 維持管理

史跡指定地内市有地の草刈りや危険木の伐採などを計8史跡、延べ28回実施した。

(3) 史跡の公開活用

史跡永福寺跡、史跡法華堂跡では、ARによる建物の復元画像などを公開している。

また、大町釈迦堂口遺跡では、暫定公開に向けた整備を進めている。

イ 史跡永福寺跡使用及び占用

許可団体	許可期間	許可内容
東日本電信電話株式会社	令和6年4月1日～令和7年3月31日	電話柱用地
東京電力パワーグリッド株式会社	令和6年4月1日～令和7年3月31日	電柱用地
二階堂親和会	令和6年4月1日～令和7年3月31日	防災倉庫及び掲示板の設置
二階堂親和会	令和6年4月1日～令和7年3月31日	移動販売
公益社団法人鎌倉市観光協会	令和6年10月11日	駐車場利用
株式会社ハウフルス	令和7年2月25日	番組撮影

ウ 目的外使用

史跡名	許可団体	許可期間	許可内容
鶴岡八幡宮境内	東日本電信電話株式会社	令和6年4月1日～令和7年3月31日	電話柱用地
鶴岡八幡宮境内	東京電力パワーグリッド株式会社	令和6年4月1日～令和7年3月31日	電柱用地
北条氏常盤亭跡	東日本電信電話株式会社	令和6年4月1日～令和7年3月31日	電話柱用地
北条氏常盤亭跡	東京電力パワーグリッド株式会社	令和6年4月1日～令和7年3月31日	電柱用地
大町釈迦堂口遺跡	東京電力パワーグリッド株式会社	令和6年4月1日～令和7年3月31日	電柱用地

(4) 市民活動団体との協働による史跡の維持管理

次のとおり、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーとの協働で令和6年度は4史跡で延べ15回の維持管理活動を行った。

	実施日	史跡名		実施日	史跡名
1	令和6年4月25日	北条氏常盤亭跡	9	令和6年9月5日	法華堂跡
2	令和6年5月16日	大町釈迦堂口遺跡	10	令和6年9月12日	大町釈迦堂口遺跡
3	令和6年5月30日	法華堂跡	11	令和6年9月26日	東勝寺跡
4	令和6年6月6日	北条氏常盤亭跡	12	令和6年10月3日	北条氏常盤亭跡
5	令和6年6月20日	大町釈迦堂口遺跡	13	令和6年10月17日	北条氏常盤亭跡
6	令和6年7月4日	北条氏常盤亭跡	14	令和6年11月7日	大町釈迦堂口遺跡
7	令和6年7月11日	東勝寺跡	15	令和6年11月14日	法華堂跡
8	令和6年7月18日	大町釈迦堂口遺跡			その他 定期巡回等

(5) 鎌倉市史跡等整備アドバイザーミーティング

鎌倉市が実施する史跡整備に資するため、史跡等の保存と活用に向け、様々な分野の知識経験を有する者等から広く意見を聴取することを目的とする。

委員は、文化財、史跡整備等に関する学識経験を有する者のうちから教育長が委嘱する。委員 10 人以内をもって組織し、任期は 2 年。

ア 委員名簿

任期 令和 6 年 5 月 27 日～令和 8 年 3 月 31 日 (50 音順)

氏 名	分 野	役 職 等
入江 彰昭	緑地計画	東京農業大学教授
大三輪 龍哉	考古学	浄光明寺住職
河野 眞知郎	考古学	鶴見大学名誉教授
規矩 大義	地質工学	関東学院大学教授（理事長）
高橋 慎一朗	中世史	東京大学史料編纂所教授
牧野 久実	考古学	鎌倉女子大学教授

※役職等は令和 7 年 3 月末現在

イ 開催状況

令和 6 年度は、2 回開催した。

(ア) 令和 6 年 7 月 5 日（金）

【議題】

- ・会長・副会長の選出について
- ・国指定史跡大町釈迦堂口遺跡の暫定整備と公開について
- ・国指定史跡浄光明寺境内・冷泉為相墓及び北条氏常盤亭跡における防災対策工事について
- ・国指定史跡大仏切通の防災・管理について

【現地視察】

- ・史跡北条氏常盤亭跡
- ・史跡大仏切通
- ・史跡浄光明寺境内・冷泉為相墓
- ・史跡大町釈迦堂口遺跡

(イ) 令和 7 年 3 月 4 日（火）

【議題】

- ・国指定史跡大町釈迦堂口遺跡の暫定整備と公開について
- ・国指定史跡浄光明寺境内・冷泉為相墓における防災対策工事について

【現地視察】

- ・史跡大町积迦堂口遺跡
- ・史跡淨光明寺境内・冷泉為相墓

6 鎌倉国宝館の管理運営

(1) 沿革と特色

鎌倉国宝館は昭和3年4月3日に開館した歴史・美術博物館で、鎌倉の貴重な文化財を良好な環境の下で保管するとともに、市民や鎌倉に訪れる観光客などに、鎌倉の歴史や文化を知る機会を提供するため、展示・公開を行っている。

本館は、大正12年の関東大震災において、鎌倉の歴史ある多くの社寺が倒壊し、貴重な文化財が損失したことから、不時の災害から由緒ある文化遺産を保護し、あわせて鎌倉を訪れる方がこれらの文化財を容易に拝観・見学できるよう、一堂に展示する施設として企画・設立された。

「国宝館」の名称は、本館設立当時施行されていた古社寺保存法や、この法を受け継いだ国宝保存法に規定される「国宝」を多数所蔵していたことに由来する。その後、文化財保護法の施行（昭和25年）により、「国宝」の規定が大きく変わり、当時の「国宝」の多くが「重要文化財」に変更となり現在に至っている。

しかし、設立時の基本方針は現在も引き継いでおり、本市が所有する文化財はもとより、鎌倉市域や近隣の社寺から寄託されたさまざまな文化財は、良好な環境の下で安全に保管するとともに、彫刻などの常設展示や年数回の特別展示において、広く市民に公開している。

また、長い歴史のなかで鎌倉から流失してしまった文化財も少なくなく、これらを発見・入手し鎌倉に復帰させることも重要な課題となっている。

さらに、鎌倉の文化財を総合的に調査し、その成果を『鎌倉国宝館図録』・『鎌倉志料』等として継続的に刊行するとともに、列品解説、「鎌倉国宝館・交流館友の会」の活動支援、講演会等を実施するなど、鎌倉の歴史・文化の普及活動に努めている。

(2) 館のあゆみ

鎌倉国宝館の設立に際しては趣旨に賛同した「鎌倉同人会」をはじめ、多くの人々から多額の寄付が寄せられ、昭和3年に多数の文化財の寄託を受け開館した。

その後、昭和25年に現在の「文化財保護法」が制定されると、26年には法に基づく勧告・承認出品施設となり、同年の博物館法制定の翌27年には登録博物館となった。

昭和58年12月に新館（収蔵庫）が竣工し、平成3年3月には本館（展示場）を改修するなど施設の充実が図られ、8年には公開承認施設に認定された。

平成12年に校倉風造りの本館が、国の登録有形文化財に登録された。

平成19年に新館収蔵庫の空調設備、26年には本館展示場の空調設備の大規模修繕、28年には新館エレベーターの改修を行った。

また、平成20年に新館収蔵庫に免震装置を設置し、21年には本館彫刻展示場にも免震装置を設置し、平成28年度から31年度にかけて、免震装置付展示ケースを導入するなど、収蔵資料の安全な保管に努めている。

昭和3年4月 町立鎌倉国宝館開館

昭和4年3月 国宝保存法制定

昭和 14 年 11 月	市制施行 市立鎌倉国宝館となる
昭和 20 年 6 月	収蔵品の一部、津久井郡串川村に疎開
8 月	一時閉館
10 月	再開館
昭和 21 年 5 月	疎開していた資料復帰
昭和 23 年 10 月	創立 20 周年祝賀式典開催
昭和 25 年 5 月	文化財保護法制定
昭和 26 年 5 月	勧告・承認出品施設となる
12 月	博物館法制定
昭和 27 年 8 月	登録博物館となる
10 月	鎌倉市教育委員会設置、その管轄下となる
昭和 30 年 11 月	神奈川県博物館協会発足、会員となる
昭和 44 年 3 月	『鎌倉国宝館四十年略史』刊行
昭和 45 年 11 月	友の会発足
昭和 49 年 10 月	財団法人氏家浮世絵コレクション設立
昭和 58 年 12 月	新館（収蔵庫）竣工
平成 3 年 3 月	本館（展示場）改修
平成 8 年 12 月	公開承認施設となる
平成 12 年 5 月	本館が登録有形文化財に登録される
平成 20 年 12 月	収蔵庫に免震装置を設置
平成 21 年 12 月	本館彫刻展示場に免震装置を設置
平成 26 年 3 月	本館空調設備改修
平成 29 年 3 月	新館エレベーター改修
平成 28～平成 31 年度	本館彫刻展示場に免震装置付展示ケースを設置
令和 3 年 3 月	本館彫刻展示場に架台付免震台を設置

(3) 施設の概要

ア 設備等

敷地面積	3,550.81 m ²
建築面積	1,338.65 m ²
	本館 798.84 m ²
	新館 539.81 m ²
延床面積	2,270.54 m ²
	本館 1,189.84 m ²
	新館 1,080.69 m ²
構　　造	鉄筋コンクリート造
	本館 地上 2 階
	新館 地上 2 階、地下 1 階

内 容	本館 1階（収蔵庫・器具置場）	594.92 m ²
	2階（展示場）	594.92 m ²
	新館 1階（館長室、事務室等）	344.19 m ²
	2階（収蔵庫）	378.00 m ²
	地階（機械室、修理室、収蔵庫等）	
		358.50 m ²

イ 開館時間・休館日

午前9時～午後4時30分（入館は4時まで）

月曜日（祝休日の場合は次の平日）

月に一度程度の展示替え日、殺虫燻蒸期間、年末年始等

ウ 観覧料

平常展示

一般 400円（300円） 小・中学生 150円（100円）

特別展（秋季特別展以外）

一般 500円（400円） 小・中学生 250円（150円）

特別展（秋季特別展）

一般 700円（600円） 小・中学生 300円（200円）

※（ ）内は20名以上団体料金

※鎌倉市に通学している小学生～大学院生及び市内在住者は無料

(4) 鎌倉国宝館協議会

委員定数6名 任期2年

○令和3年11月15日～令和5年11月14日（敬称略）

会長 薄井和男（前神奈川県立歴史博物館館長）

副会長 錦昭江（鎌倉女学院中・高等学校校長）

大三輪龍哉（宗教法人浄光明寺代表役員）

瀬谷愛（東京国立博物館 学芸研究部列品管理課登録室長

貸与特別観覧室長）

牧野久実（鎌倉女子大学教授）

吉田茂穂（宗教法人鶴岡八幡宮官司）

○令和5年11月15日～令和7年11月14日（敬称略）

会長 薄井和男（前神奈川県立歴史博物館館長）

副会長 大三輪龍哉（宗教法人浄光明寺代表役員）

齋藤千歳（元鎌倉市教育委員）

瀬谷愛（独立行政法人国立文化財機構皇居三の丸尚蔵館

学芸部 上席研究員)
牧野久実（鎌倉女子大学教授）
吉田茂穂（宗教法人鶴岡八幡宮宮司）

(5) 事業実施状況

ア 展覧会

ひな人形—願いをこめた美のかたち—	(令和6年4月1日～4月14日)	12日間
ひみつのたからもの—光をあてろ！ 蔵出し大作戦—	(令和6年4月27日～6月2日)	32日間
かわいいいたからもの—学芸員の偏愛事情—	(令和6年6月8日～7月15日)	33日間
仏画入門—絵画で見るほとけさまの物語—	(令和6年7月24日～9月1日)	36日間
国宝 鶴岡八幡宮古神宝	(令和6年9月7日～10月14日)	33日間
鎌倉旧国宝展—これまでの国宝、これからの中宝—		
特集展示 鎌倉の伝運慶仏—教恩寺阿弥陀如来及び両脇侍像修理完成記念—	(令和6年10月19日～12月1日)	38日間
新春は国宝館へはつもうで	(令和7年1月7日～1月26日)	18日間
雛人形—目出度い 愛でたい ひなまつり—	(令和7年2月1日～3月16日)	38日間
集結！北斎のエナジー—肉筆浮世絵の殿堂—	(令和7年3月29日～3月31日)	2日間

イ 主な調査研究

・県指定文化財 阿弥陀如来及び両方脇侍像（教恩寺蔵）	調査・撮影	令和6年5月
・瑞泉寺所蔵文化財（瑞泉寺蔵）	調査・撮影	令和6年6月～令和7年2月（4回）
・県指定文化財 大日如来坐像（宝生寺蔵）	調査	令和6年8月
・阿弥陀如来立像（神奈川県立歴史博物館）	調査	令和6年9月
・阿弥陀如来坐像（神奈川県立歴史博物館）	調査	令和6年9月
・極楽寺文書（極楽寺蔵）	調査 ※鎌倉国宝館・鎌倉歴史文化交流館共同	令和6年11月～令和7年2月（12回）
・長野県宝 天井絵 龍図・鳳凰図（小布施町東町自治会蔵）	調査	令和6年12月
・葛飾北斎筆 波に千鳥図（すみだ北斎美術館蔵）等	調査	令和6年12月

ウ 主な収蔵品貸出

・重要文化財 喫茶養生記（寿福寺蔵）	神奈川県立金沢文庫	令和6年7月
・丹霞焼仏図（仏日庵蔵）他	横浜市立歴史博物館	令和6年9月
・重要文化財 菩薩面（鶴岡八幡宮蔵）他	神奈川県立歴史博物館	令和6年10月
・重要文化財 北条時頼坐像（建長寺蔵）	上田市立美術館	令和7年1月

エ 普及活動

(出張講座)

- ・令和6年4月8日（月）開催 於 極楽寺

講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸員）

「極楽寺の仏像と仏師」

受講者数：約 40 名

- ・令和 6 年 5 月 22 日（水）開催 於 鎌倉女学院中学校

講師：山本勉（鎌倉国宝館長）

「仏像のひみつと鎌倉」

受講者数：約 40 名

- ・令和 6 年 9 月 28 日（土）開催 於 鎌倉市生涯学習センター

講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸員）

「仏像のキホン」

受講者数：44 名（神奈川 SGG クラブ）

- ・令和 6 年 11 月 20 日（水）開催 於 鎌倉女子大学中等部

講師：有山佳孝（鎌倉国宝館学芸員）

「鎌倉国宝館と文化財保護」

受講者数：約 40 名

(博物館実習)

8 月 14 日（水）～8 月 21 日（水）※実質 5 日間

大学生 5 名

(大学生インターンシップ)

6 月 3 日（月）～11 月 30 日（土）※実質 8 日間

鎌倉女子大学 1 名

(高校生インターンシップ)

7 月 31 日（水）～8 月 1 日（木）

県立鎌倉高等学校 1 名

県立深沢高等学校 1 名

(列品解説)

毎週水曜日午前 10 時 30 分 実施回数 35 回

(特別解説)

随時 実施回数 40 回

(鎌倉の名宝 ※『広報かまくら』連載)

- ・令和 6 年 6 月 1 日号 No.114 白衣観音図（円覚寺）

- ・令和 6 年 11 月 1 日号 No.115 阿弥陀三尊像（教恩寺）

(鎌倉国宝館・交流館友の会における講演)

- ・令和6年4月16日（火）

　講師：今井雅晴（筑波大学名誉教授）

「源頼朝の流人時代に関する諸問題」

- ・令和6年5月23日（木）

　講師：有山佳孝（鎌倉国宝館学芸員）

「ひみつのたからもの—光をあてろ！蔵出し大作戦—」

- ・令和6年6月6日（木）光明寺見学会

　講師：浪川幹夫（鎌倉歴史文化交流館学芸員）

- ・令和6年6月12日（水）

　講師：浪川幹夫（鎌倉歴史文化交流館学芸員）

「鎌倉の廃寺」

- ・令和6年8月1日（木）

　講師：中川満帆（鎌倉国宝館学芸員）

「仏画入門—絵画で見るほとけさまの物語—」

- ・令和6年9月18日（水）

　講師：小林美香（鏑木清方記念美術館学芸員）

「日本画ができるまで—鏑木清方の制作風景—」

- ・令和6年10月30日（水）

　講師：鈴村楓実（鎌倉歴史文化交流館学芸員）

「北条氏150年 栄華の果て 鎌倉幕府滅亡」

- ・令和6年11月21日（木）

　講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸員）

「運慶仏と伝運慶仏」

- ・令和6年12月6日（金）神奈川県立歴史博物館見学会

　講師：渡辺浩貴（神奈川県立歴史博物館学芸員）

- ・令和7年2月13日（木）

　講師：山本みなみ（鎌倉歴史文化交流館学芸員）

「女学生からみた近代の鎌倉」

- ・令和7年3月13日（木）

　講師：阿部能久（聖学院大学教授）

「鎌倉公方と享徳の乱」

（6）当年度の出版物

- ・特別展図録

『鎌倉旧国宝展—これまでの国宝、これからの中宝—／鎌倉の伝運慶仏』 令和7年10月刊行

・特別展図録『集結！北斎のエナジー—肉筆浮世絵の殿堂—』 令和7年3月刊行

(7) 資料関係

○ 収蔵品一覧

種別	国宝	重文	重美	県文	市文	未指定	計
寄託品	5件 43点	74件 870点	1件 1点	20件 79点	81件 1,393点	569件 1,397点	750件 3,783点
館蔵品		1件 2点	1件 1点	3件 16点	11件 232点	293件 2,227点	309件 2,478点
計	5件 43点	75件 872点	2件 2点	23件 95点	92件 1,625点	862件 3,624点	1,059件 6,261点

※重文=重要文化財、重美=重要美術品、県文=県指定文化財、市文=市指定文化財

※収蔵品のうち、重美と市文を兼ねる作品が2件2点(寄託品1件1点、館蔵品1件1点)あり、両方で数える。指定種別の総計は該当数の和となるが、寄託品・館蔵品・収蔵品の総計は重複を除外した数とする。

※令和6年度収蔵品: 6件

(寄贈)

- ・松竹梅鶴亀図屏風 6曲1双

(寄託)

- ・木造勝軍地蔵菩薩騎馬像 個人蔵 1軀
- ・木造弁財天坐像 個人蔵 1軀
- ・大橋康邦筆鉄ノ井觀音菩薩像頭部 個人蔵 1幅
- ・和田家文書 個人蔵 1式(約200点)
- ・由井家文書 個人蔵 1式(8点)

○ 写真原版総数

92,924枚

(単位: cm)

種別	3.5	6×4.5	6×6	6×7	6×9	手札	4×5	5×7	8×10	計
モノクロ	42,869		5,796	25,949	5,487	505	3,406			84,012
カラー	133	40	4	3,294	217		5,168	52	4	8,912
計	43,002	40	5,800	29,243	5,704	505	8,574	52	4	92,924

(8) 入館者動向

○月別入館者数

月	開 館 日 数	入場者 総数	1 日 平均	団体		個人								無料	観覧料計		
						一般				小・中							
				一般	小中	一般	環境	割引	県利 用券	市助 成券	小中	環境	割引	県利 用券	市助 成券		
4月	15	2,627	175	201	0	1,838	7	0	10	1	124	3	0	0	0	443	986,350
5月	27	5,187	192	447	0	3,328	16	2	3	10	632	1	0	0	0	748	1,571,700
6月	22	3,286	149	83	0	2,398	7	5	3	1	184	0	0	0	0	605	1,017,500
7月	20	2,614	130	49	40	1,989	1	2	3	5	204	3	0	0	0	318	918,650
8月	28	3,592	128	26	0	2,586	4	3	8	0	250	3	0	0	0	712	1,373,650
9月	21	3,901	185	39	114	2,916	5	2	3	7	306	4	0	0	0	505	1,576,150
10月	24	4,811	200	28	83	3,268	3	2	6	2	505	2	0	0	0	912	2,097,100
11月	26	6,651	255	17	0	4,603	17	4	10	15	569	3	0	0	0	1413	3,434,900
12月	1	464	464	0	0	314	0	1	0	0	11	0	0	0	0	138	223,750
1月	18	3,463	192	251	0	2,180	2	2	5	14	275	0	0	0	0	734	997,550
2月	24	4,503	187	0	0	3,075	11	0	4	16	530	0	0	0	0	867	1,684,950
3月	16	3,033	189	0	0	2,041	2	0	7	20	306	1	0	0	3	653	1,204,800
計	242	44,132	182	1,141	237	30,536	75	23	62	91	3,896	20	0	0	3	8,048	17,087,050

※「環境」：環境手形持参者割引

※「県利用券」：県職員割引

※「市助成券」：市町村職員割引

○特別展入館者数

特 别 展 名 称	開 催 期 間	開館日数 (日)	総入館者 (人)	一日平均 (人)
ひな人形	令和6年4月1日(月)～4月14日(日)	12	2,029	169
ひみつのたからもの	令和6年4月27日(土)～6月2日(日)	32	6,189	193
かわいいいたからもの	令和6年6月8日(水)～7月15日(月)	33	4,688	142
仏画入門	令和6年7月24日(水)～9月1日(日)	36	4,482	124
国宝 鶴岡八幡宮古神宝	令和6年9月7日(土)～10月14日(月)	33	6,479	196
鎌倉旧国宝展	令和6年10月19日(土)～12月1日(日)	38	9,266	243
新春は国宝館へはつもうで	令和7年1月7日(火)～1月26日(日)	18	3,463	192
ひな人形	令和7年2月1日(土)～3月16日(日)	38	6,910	181
集結！北斎のエナジー	令和7年3月29日(金)～3月31日(月)	2	626	313
計			242	44,132
				182

7 鎌倉歴史文化交流館の管理運営

(1) 沿革と特色

平成 29 年 5 月 15 日、世界的に著名な建築家ノーマン・フォスター氏の設計事務所（フォスター+パートナーズ）が手がけた個人住宅を活用して開館した。

鎌倉で発掘された出土品を中心に、原始・古代から近現代に至る鎌倉の歴史を紹介している。ジオラマ・プロジェクトマッピングや VR をはじめとする最新の映像展示、随所に施された特殊な建築資材、中世の景観を彷彿とさせる庭園、高台からの海の眺望も見どころとなっている。最新の発掘調査の成果をふまえた企画展、講座やワークショップなどの各種イベントも随時開催している。

(2) 施設の概要

ア 設備等

本館建物延べ面積：1,137.77 m²

別館建物延べ床面積：267.56 m²

イ 開館時間・休館日

開館時間 10:00～16:00（入館は 15:30 まで）

休館日 日曜・祝日・休日、年末年始、展示替え期間など

ウ 観覧料

観覧料 一般 400 円 [300 円]、小・中学生 150 円 [100 円]

※ [] 内は 20 名以上団体料金

(3) 事業実施状況

ア ギャラリートーク（学芸員による展示解説）

平成 29 年 7 月 22 日（土）以降、毎週土曜日 11:00 から

令和 4 年 4 月より毎週木曜日 10:30 からに変更

イ 展覧会

・企画展「鎌倉の廃寺—寺社の興亡—Master Piece Collection2024」

令和 6 年（2024 年）3 月 21 日（木）～6 月 29 日（土）入館者 5,925 人

・企画展「新出土！かまくら発掘調査速報展 2024」

令和 6 年（2024 年）7 月 13 日（土）～8 月 31 日（土）入館者 2,001 人

・企画展「北条氏 150 年 栄華の果て—鎌倉幕府滅亡—」

令和 6 年（2024 年）9 月 21 日（土）～11 月 30 日（土）入館者 7,249 人

・特集展示「令和の洪鐘祭—過去から現在 そして未来へ—」※企画展と同時開催

令和 6 年（2024 年）9 月 21 日（土）～11 月 30 日（土）

- ・企画展「女学生がみた近代の鎌倉—田辺新之助と鎌倉女学校—」
令和6年（2024年）12月14日（土）～令和7年（2025年）3月1日（土）入館者
4,615人
- ・生徒による特別展示「知られざる鎌倉の姿～わたしたちが見た鎌倉～」※企画展と同時
開催
令和6年（2024年）12月14日（土）～令和7年（2025年）3月1日（土）
- ・企画展「平泉から鎌倉へ—兵どもが夢の先—」
令和7年（2025年）3月15日（土）～6月21日（土）入館者6,015人

ウ 講座・ワークショップ・イベント

- ・開館7周年記念 オリジナルステッカーの配布
令和6年（2024年）5月15日（水）先着50名
- ・企画展「北条氏150年 栄華の果て—鎌倉幕府滅亡—」内覧会
令和6年（2024年）9月20日（金）10:00～16:00
- ・企画展関連夜間講座「鎌倉幕府滅亡と北条氏の最期」参加者43名
令和6年（2024年）10月11日（金）18:00～19:40
- ・企画展関連講演会「女学生がみた近代の鎌倉」参加者120名
令和6年（2024年）12月22日（日）13:00～15:40
- ・キッズプログラム「発掘！DOKI（土器）★DOKI（土器）体験」
令和6年（2024年）4月27日（土）参加者10組24名
- ・キッズプログラム「弓の名手 那須与一にチャレンジ—手作りの弓矢で扇に命中させよ
う！！—」
令和6年（2024年）6月22日（土）参加者8組15名
- ・キッズプログラム「中世の職人体験！滑石スタンプづくり」
令和6年（2024年）8月24日（土）参加者4組9名
- ・キッズプログラム「DOKI（土器）★DOKI（土器）接合体験」
令和6年（2024年）10月26日（土）参加者7組18名
- ・キッズプログラム「モノにさわって、謎解きしてみない？—交流館からの挑戦状—」
令和7年（2025年）1月25日（土）参加者3組7名
- ・キッズプログラム「江島詣のおみやげ『貝屏風』をつくってみよう！」
令和7年（2025年）3月22日（土）参加者6組15名
- ・近隣住民向け「無量寺谷 枝垂れ桜の特別公開」参加者21組49名
令和7年（2025年）3月23日（日）10:00～15:00

エ 自由参加型イベント（交流室使用、来館者自由参加）

- ・「甲冑の着装体験」令和6年（2024年）4月6日（土）・5月11日（土）・6月1日（土）・

7月13日（土）・8月3日（土）・10月5日（土）・11月2日（土）・12月14日（土）・
令和7年（2025年）1月11日（土）・2月1日（土）・3月1日（土）

オ 市内文化施設連携イベント

- ・「鎌倉ミュージアムめぐり スタンプラリー」
令和6年（2024年）4月27日（土）～令和7年（2025年）3月31日（日）
- ・5+1館の学芸員によるトークセッション「鎌倉と女性」参加者35名
令和7年（2025年）3月1日（土）17:00～19:00

カ 学校対応関係

- ・市内在学・在住の小学生・中学生への「鎌倉国宝館+鎌倉歴史文化交流館 年間パスポート」配布
- ・大船中学校職場訪問
令和6年（2024年）11月6日（水）11:00～12:00 大船中学校1年生10名
- ・鎌倉女学院中学校職場体験
令和6年（2024年）11月7日（木）10:00～12:00 鎌倉女学院中学校1年生8名
- ・腰越中学校職場体験
令和6年（2024年）11月7日（木）10:00～12:00 腰越中学校2年生5名
- ・鎌倉女学院中学校土曜講座「鎌倉の歴史入門」
令和6年（2024年）11月9日（土）9:00～11:30 鎌倉女学院中学校1年生20名
- ・フリースクールLargo ワークショップ
令和6年（2024年）12月18日（水）10:00～12:00 ※講師派遣
- ・清泉小学校3年生出張授業「鎌倉時代の武士の甲冑と鎌倉時代の衣服について」
令和7年（2025年）1月9日（木）13:00～14:00 ※講師派遣
- ・葉山町立長柄小学校6年生92名（5月24日）、清泉小学校3年生50名（10月1・3日）、
横浜市立南舞岡小学校6年生41名（10月7日）、逗子市立逗子小学校6年生70名（11月14日）、国大附属鎌倉小学校4年生34名（1月21日）、国大附属鎌倉小学校3年生35名（2月26日）、鎌倉市立山崎小学校3年生108名（2月27日）他

キ 「VR永福寺」「VR大仏殿」「VR北条義時法華堂」の常設公開

設置場所：鎌倉歴史文化交流館 本館エントランス

制作者：湘南工科大学 長澤・井上研究室

- ・「VR永福寺」

公開時期：平成30年9月15日（土）から

※「VR永福寺」…ヘッドマウントディスプレイを利用し、幻の大伽藍を臨場感あふれる3DCG映像で再現したデジタルコンテンツ。

・「VR 大仏殿」

公開時期：令和5年（2023年）6月24日（土）から

※「VR 大仏殿」…ヘッドマウントディスプレイを利用し、高徳院銅造阿弥陀如来坐像を安置した堂宇を臨場感あふれる3DCG映像で再現したデジタルコンテンツ。

・「VR 北条義時法華堂」

公開時期：令和5年（2023年）9月25日（月）から

※「VR 北条義時法華堂」…ヘッドマウントディスプレイを利用し、2代執権・北条義時の墳墓として建てられた堂宇を臨場感あふれる3DCG映像で再現したデジタルコンテンツ。

ク 鎌倉歴史文化交流館・鎌倉国宝館 公式YouTubeチャンネル「かまくらミューズちやんねる」による動画の配信

※展示内容をはじめ、鎌倉の歴史・文化の魅力を幅広い年齢層の方々に伝え、理解を深めていただることを目的とした動画コンテンツ

(4) 入館者動向

○月別来館者数

月	開館 日数	来館者 総数	一日 平均
令和6年4月	26	1,464人	56人
令和6年5月	24	1,858人	77人
令和6年6月	25	1,989人	80人
令和6年7月	15	639人	43人
令和6年8月	26	1,362人	52人
令和6年9月	8	875人	109人
令和6年10月	26	2,806人	108人
令和6年11月	25	3,568人	143人
令和6年12月	13	1,151人	89人
令和7年1月	23	1,563人	68人
令和7年2月	22	1,742人	79人
令和7年3月	14	982人	70人
合計	247	19,999人	81人

○曜日別来館者数

(単位:人)

日	月	火	水	木	金	土	合計
0	173	277	220	192	256	346	1,464
0	78	161	425	544	367	283	1,858
0	213	241	300	347	279	609	1,989
0	83	77	111	105	72	191	639
0	102	197	225	268	171	399	1,362
0	90	112	98	117	81	377	875
0	314	428	290	636	413	725	2806
0	363	368	430	604	843	960	3568
0	348	61	89	224	222	207	1151
0	111	193	158	353	416	332	1563
0	137	175	209	501	347	373	1742
0	122	98	146	61	117	438	982
0	2,134	2,388	2,701	3,952	3,584	5,240	19,999
0%	11%	12%	13%	20%	18%	26%	100%

8 資料編

(1) 鎌倉市内指定文化財件数一覧

令和7年3月31日現在

種別	有形文化財									無形文化財	民俗文化財(資料)				記念物			合計
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物			
国宝	1	4	1	6	3												15	
国指定	22	29	38	19	24		26	4	2				31	3			198	
県指定	8	9	23	15	2			2			2	1	2				64	
市指定	33	54	87	29	19	5	18	18	5	2	23		9		29		331	
合計	64	96	149	69	48	5	44	24	7	2	25	1	42	3	29		608	

※国登録有形文化財（建造物） 46 件

(2) 鎌倉市文化財保護条例

平成17年3月2日条例第13号

改正

令和元年12月25日条例第25号

鎌倉市文化財保護条例をここに公布する。

鎌倉市文化財保護条例

鎌倉市文化財保護条例（昭和35年3月条例第7号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市文化財専門委員会（第4条—第10条）
- 第3章 市指定有形文化財（第11条—第27条）
- 第4章 市指定無形文化財（第28条—第33条）
- 第5章 市指定民俗文化財（第34条—第40条）
- 第6章 市指定史跡名勝天然記念物（第41条—第46条）
- 第7章 市選定保存技術（第47条—第51条）
- 第8章 補則（第52条）
- 第9章 罰則（第53条—第56条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けない市内に存する文化財で市にとって重要なものの保存及び活用に関し必要な事項を定め、もって市民の文化的向上に資するとともに、広く文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- （2）演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- （3）衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- （4）貝づか、古墳、やぐら、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、海浜、山谷その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植

物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）
で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
(市民、所有者等の責務)

第3条 市民は、鎌倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこの条例の目的
を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な文化的財産であることを自覚し、
これを公共のために大切に保存するとともに、できる限りこれを公開する等その文化
的活用に努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の施行に当たって、関係者の所有権その他の財産権を尊重
するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市文化財専門委員会

(設置)

第4条 教育委員会に鎌倉市文化財専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
(所掌事務)

第5条 専門委員会は、市内に存する文化財について教育委員会の諮問に応じ、その保
存及び活用等に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会
に意見を具申する。

(構成等)

第6条 専門委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任
者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 専門委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、教育委員会が必要に応じて招
集する。ただし、委員の3分の2以上の要求があったときは、教育委員会は、会議を
開催しなければならない。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第9条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長
の決するところによる。

(会長への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が
専門委員会に諮って定める。

第3章 市指定有形文化財

(指定)

第11条 教育委員会は、市内に存する有形文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ専門委員会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第12条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。
- 3 市指定有形文化財について法又は県条例の規定による重要文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。
- 4 前項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第13条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びに教育委員会の規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任すべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。
- 4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者の変更等)

第14条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添付して、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない

い。

- 2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、当該変更が所有者に係るものであるときは、指定書を添付するものとする。
(滅失、毀損等)

第15条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第16条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を指定書を添付して教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会の規則で定める場合は、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後に届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第17条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、市長は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合は、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第18条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関しこの条例又は教育委員会の規則に違反したとき。
(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかつたとき。

(管理又は修理に関する勧告等)

第19条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

- 3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

- 4 第17条第2項及び前条の規定は、前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担

する場合について準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第20条 第17条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、当該補助又は費用負担に係る修理又は管理に関し必要な措置(以下「修理等」という。)が行われた後に当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合は、当該補助金若しくは負担した額又はその合計額から当該修理等が行われた後に当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金若しくは負担した額」とは、補助金又は負担した額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財又はその部分につき教育委員会が別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合は、市長は、前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第21条 市指定有形文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合は、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第22条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第17条第1項の規定による補助金の交付、第19条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に關し技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第23条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6箇月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3箇月以内の期限を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3 前2項の規定による勧告に基づいてする出品又は公開のために要する費用の全部又は一部は、市の負担とすることができます。
- 4 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により市が費用を負担する場合について準用する。
- 5 教育委員会は、第1項の規定による勧告に基づいて市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任すべき者を定めなければならない。
- 6 教育委員会は、第2項の規定による勧告に基づいてする公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
- 7 第1項又は第2項の規定による勧告に基づいて出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

第24条 前条第6項の規定は、同条第2項の規定による勧告に基づいてする公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第16条の規定による届出があった場合について準用する。

(所有者以外の者による公開)

第25条 市指定有形文化財の所有者以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、博物館その他の教育委員会の規則で定める施設において国の機関又は地方公共団体が主催する場合は、教育委員会にあらかじめ届け出ることをもって足りる。

- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合は、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
- 3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(調査及び報告)

第26条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況に関し報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第27条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に關しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合において、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第4章 市指定無形文化財

(市指定無形文化財の指定等)

第28条 教育委員会は、市内に存する無形文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第11条第3項の規定は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定について準用する。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとする者（保持団体にあっては、その代表者）に通知してする。

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 第11条第3項の規定及び第4項の規定は、前項の規定による追加認定について準用する。

(市指定無形文化財の指定等の解除)

第29条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該市指定無形文化財の指定を解除することができる。

2 市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、当該保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

4 第11条第3項の規定は、第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除について準用する。

5 市指定無形文化財について法又は県条例の規定による重要無形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

6 前項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、当該保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第30条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会の規則に定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。当該保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

（市指定無形文化財の保存）

第31条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適當な措置を執ることができるものとし、市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

（市指定無形文化財の公開）

第32条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対しては市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による勧告に基づいてする市指定無形文化財の公開又は市指定無形文化財の記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

3 第17条第2項、第18条並びに第23条第6項及び第7項の規定は、前項の規定による市指定無形文化財の公開又は市指定無形文化財の記録の公開について準用する。

（市指定無形文化財の保存に関する助言又は勧告）

第33条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定民俗文化財

（市指定民俗文化財の指定）

第34条 教育委員会は、市内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、市内に存する無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 第11条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定について準用する。

3 第11条第3項の規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定について準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。
(市指定民俗文化財の指定の解除)

第35条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2 第11条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

3 前項において準用する第11条第4項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

4 第11条第3項及び前条第4項の規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法又は県条例の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

6 第12条第4項の規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

7 前項において準用する第12条第4項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

8 前条第4項の規定は、第5項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

(市指定有形民俗文化財の現状変更等)

第36条 市指定有形民俗文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。

(市指定有形文化財に關する規定の準用)

第37条 第13条から第20条まで及び第22条から第27条までの規定は、市指定有形民俗文化財の管理、保護及び公開について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第38条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適當な措置を執ることができるものとし、市長は、その保存に當たることを適當と認める者に対し、その保存のために要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第39条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による勧告に基づいてする市指定無形民俗文化財の記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

3 第17条第2項、第18条並びに第23条第6項及び第7項の規定は、前項の規定による市指定無形民俗文化財の記録の公開について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第40条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第6章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第41条 教育委員会は、市内に存する記念物のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定史跡、鎌倉市指定名勝又は鎌倉市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 第11条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

(解除)

第42条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について法又は県条例の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

3 第11条第3項から第5項までの規定は第1項の規定による指定の解除について、第12条第4項の規定は前項の規定による指定の解除についてそれぞれ準用する。

(標識等の設置)

第43条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会の規則で定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第44条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第46条において準用する第13条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第45条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。
- 3 第21条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による許可について準用する。
(市指定有形文化財の規定の準用)

第46条 第13条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第26条及び第27条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物の管理及び保護について準用する。

第7章 市選定保存技術

(選定等)

第47条 教育委員会は、市内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち市として保存の措置を講ずる必要がある技術又は技能を鎌倉市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 一の市選定保存技術についての前項の認定は、当該保持者と保持団体とを併せてすることができる。
- 4 第11条第3項及び第28条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定について準用する。

(選定等の解除)

第48条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、市選定保存技術の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。
- 3 第11条第3項及び第29条第3項の規定は、第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除について準用する。
- 4 市選定保存技術について法又は県条例の規定による選定保存技術の選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は解除されたものとする。
- 5 第29条第6項の規定は、前項の規定による選定の解除について準用する。
- 6 前条第2項の規定による認定が、市選定保存技術の保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、当該保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）、当該保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては当該保持者のすべてが死亡し、かつ、当該保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第49条 市選定保存技術の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその

他教育委員会の規則の定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。当該保存団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者若しくは管理人を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者又は管理人（保存団体が解散した場合にあっては、代表者又は管理人であった者）について、同様とする。

（保存）

第50条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他市選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執ることができるものとし、市長は、当該保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存のために要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

（保存に関する指導又は助言）

第51条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第8章 條例

（委任）

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会の規則で定める。

第9章 罰則

第53条 市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定する者が当該市指定有形文化財の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第54条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定する者が当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第55条 第21条又は第45条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

付 則（抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- (市指定有形民俗文化財等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の鎌倉市文化財保護条例（以下「改正前の条例」という。）第33条の規定により指定されている鎌倉市指定民俗資料は、改正後の鎌倉市文化財保護条例（以下「改正後の条例」という。）第34条の規定により指定された鎌倉市指定有形民俗文化財とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により文化財に関してなされた指定、認定、届出、勧告、命令、許可その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた指定、認定、届出、勧告、命令、許可その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前に行われた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（令和元年12月25日条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項、第15条、第19条、第21条、第23条第7項、第36条第2項及び第45条第1項の改正規定、第53条の改正規定（「き棄」を「毀棄」に改める部分に限る。）、第54条の改正規定（「き損」を「毀損」に改める部分に限る。）並びに第55条の改正規定（「現状の変更」を「現状変更」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(3) 鎌倉国宝館条例

昭和 27 年 8 月 11 日条例第 24 号
改正
昭和 27 年 10 月 31 日条例第 35 号
昭和 29 年 8 月 25 日条例第 24 号
昭和 31 年 9 月 29 日条例第 30 号
昭和 32 年 4 月 1 日条例第 5 号
昭和 35 年 10 月 18 日条例第 24 号
昭和 38 年 3 月 30 日条例第 17 号
昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号
昭和 40 年 6 月 21 日条例第 12 号
昭和 40 年 11 月 16 日条例第 19 号
昭和 48 年 4 月 24 日条例第 4 号
昭和 50 年 7 月 1 日条例第 8 号
昭和 55 年 3 月 31 日条例第 27 号
平成 4 年 3 月 30 日条例第 24 号
平成 11 年 12 月 24 日条例第 11 号
平成 24 年 3 月 27 日条例第 52 号
令和 3 年 12 月 23 日条例第 17 号

鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例を、ここに公布する。

鎌倉国宝館条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、鎌倉国宝館（以下「国宝館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、鎌倉市立の博物館として博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）の定めるところにより、国宝館を次のように設置する。

名称 鎌倉国宝館

位置 鎌倉市雪ノ下二丁目 1 番 1 号

(国宝館の目的)

第 3 条 国宝館は、美術、歴史、考古学等に関する博物館資料を収集し、受託し、保管し、及び展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 国宝館は、法第 3 条の定めるところに従い、おおむね次に掲げる事業を行う。

(1) 実物、模写、文献、図表、写真、フィルム等の博物館資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、受託し、保管し、及び展示すること。

(2) 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。

- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- (4) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (5) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- (6) 鎌倉市及びその周辺にある文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等、一般公衆の文化財利用の便を図ること。
- (7) 他の博物館、学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

(観覧料)

第 5 条 国宝館の陳列品等を観覧しようとする者は、観覧料を納めなければならない。ただし、市内に住所を有する者については、この限りでない。

2 前項の観覧料は、別表に定めるとおりとする。ただし、特別の展示会を開催するときの観覧料は、市長がその都度定める。

(観覧料の減免)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(既納の観覧料)

第 7 条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(博物館資料の特別利用)

第 8 条 国宝館が保管し、又は展示している博物館資料を学術研究、博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による利用が次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しないものとする。

- (1) 博物館資料の保全上支障があると認められるとき。
- (2) 国宝館の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(利用料)

第 8 条の 2 前条第 1 項の規定により特別利用の許可を受けた者は、利用料を納めなければならない。

2 前項の利用料は、特別利用の許可を受けた博物館資料 1 点につき 2,000 円（当該博物館資料を出版物に掲載し、又はテレビジョン放送等に利用しようとする場合にあっては、1 点につき 5,000 円）とする。

(利用料の減免等)

第 8 条の 3 第 6 条及び第 7 条の規定は、利用料の減免及び還付について準用する。

(観覧の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒み、又はその者に対し退館を命ずることができる。

- (1) 国宝館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 国宝館の施設、附属設備又は博物館資料（以下「施設等」という。）を破損し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) その他国宝館の管理上支障があると認められる者

（損害賠償）

第10条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（職員）

第11条 国宝館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) その他必要な職員

（国宝館協議会）

第12条 国宝館に鎌倉国宝館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、6人とする。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者並びに市民のうちから教育委員会が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 鎌倉国宝館条例（昭和16年条例第8号）は、廃止する。

附 則（昭和27年10月31日条例第35号）

この条例は、昭和27年11月1日から施行する。

附 則（昭和29年8月25日条例第2号）

この条例は、昭和29年9月1日から施行する。

附 則（昭和31年9月29日条例第30号）

この条例は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則（昭和32年4月1日条例第5号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（以下略）

附 則（昭和35年10月18日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年3月30日条例第17号）

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

付 則（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号）

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 40 年 6 月 21 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 5 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 40 年 11 月 16 日条例第 19 号）

この条例は、別に規則で定める日から施行する。（昭和 40 年 11 月規則 27 号により昭和 41 年 1 月 1 日から施行）

付 則（昭和 48 年 4 月 24 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 50 年 7 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定による別表の改正規定は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 27 号）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 3 月 30 日条例第 24 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 27 日条例第 52 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 12 月 23 日条例第 17 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の鎌倉国宝館条例第 5 条第 1 項及び別表の規定は、施行日以後の観覧に係る料金について適用し、施行日前の観覧に係る料金については、なお従前の例による。

別表（第 5 条）

区分	個人	団体（20人以上）
一般	1 人につき 400円	1 人につき 300円
小学生及び中学生	同 150円	同 100円

備考 一般とは、15 歳以上の者（中学生を除く。）をいう。

(4) 鎌倉歴史文化交流館条例

平成29年3月30日条例第46号

改正

令和3年12月23日条例第17号

鎌倉歴史文化交流館条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉の歴史及び文化に関する展示並びに教育及び普及の事業の実施により、市民及び鎌倉を訪れる人の鎌倉の歴史的遺産及び文化的遺産への理解を深めるとともに、交流の場の提供により市民の交流を促進するため、鎌倉歴史文化交流館（以下「交流館」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鎌倉歴史文化交流館	鎌倉市扇ガ谷一丁目5番1号

(事業)

第3条 交流館の事業は、次のとおりとする。

(1) 鎌倉の歴史及び文化に関する資料（以下「歴史文化資料」という。）の保管、展示及び利用

(2) 鎌倉の歴史及び文化に関する教育及び普及の事業の実施

(3) 交流の場の提供

(4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の設置の目的を達成するために必要な事業
(職員)

第4条 交流館に館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第5条 交流館の休館日は、日曜日並びに鎌倉市の休日を定める条例（平成元年9月条例第4号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 交流館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、交流室の利用時間は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第7条 交流室を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をするに当たり交流館の管理上必要があると認めたときは、条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。

- (1) 交流館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 交流館の施設及び設備並びに歴史文化資料等（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他交流館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、前条第1項の承認を得た者又は交流館において歴史文化資料を観覧しようとする者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用若しくは観覧を拒み、若しくは制限することができる。

- (1) 前条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他やむを得ない理由により、教育委員会が特に必要があると認めたとき。

(観覧料等の支払)

第9条 利用者は、あらかじめその利用又は観覧に係る料金（以下「観覧料等」という。）を市長に支払わなければならない。ただし、市内に住所を有する者の観覧に係る料金については、この限りでない。

2 観覧料等は、別表に定めるとおりとする。

(観覧料等の減免)

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、観覧料等の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の返還)

第11条 既に支払われた観覧料等は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(歴史文化資料の特別利用)

第12条 交流館が保管し、又は展示している歴史文化資料を学術研究、他の博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、特別利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

- (1) 歴史文化資料の保全上支障があると認められるとき。
- (2) 交流館の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(損害賠償)

第13条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成29年5月教委規則第2号により同年5月15日から施行）

付 則（令和3年12月23日条例第17号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

7 第6条の規定による改正後の鎌倉歴史文化交流館条例第9条第1項及び別表の規定は、施行日以後の観覧に係る料金について適用し、施行日前の観覧に係る料金については、なお従前の例による。

別表（第9条）

区分			金額	
観覧	個人	一般	1人につき	400円
		小学生及び中学生	同	150円
	団体（20人以上）	一般	同	300円
		小学生及び中学生	同	100円
交流室の利用			1回につき	2,000円

備考 一般とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。

(5) 国指定史跡永福寺跡条例

平成28年3月28日条例第36号

国指定史跡永福寺跡条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、貴重な歴史遺産を保存するとともに、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と関心を高めるため、教育、学術及び文化にふれあう場として国指定史跡永福寺跡（以下「永福寺跡」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 永福寺跡の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

国指定史跡永福寺跡 鎌倉市二階堂209番

(休場日)

第3条 教育委員会は、必要があると認めるときは、永福寺跡を臨時に休場することができる。

(開場時間)

第4条 永福寺跡の開場時間は、4月から10月までの間は午前9時から午後5時まで、11月から3月までの間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することができる。

(行為の禁止)

第5条 永福寺跡内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が永福寺跡の管理及び研究のため必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (7) ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (8) 喫煙すること。
- (9) 前各号のほか、永福寺跡の管理及び来場者の安全の確保に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第6条 永福寺跡内において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 鎌倉市都市公園条例（昭和41年10月条例第25号）別表第1の2の部区分の欄に掲げる行為を行うこと。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。
- (3) 花火等火気を使用すること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、永福寺跡の全部又は一部を独占して使用すること（次条第1項の許可を受けた場合を除く。）。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請に係る行為が史跡の保存及び景観並びに公衆の利用に支障を来さないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。
- 4 教育委員会は、第1項の許可に、永福寺跡の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出し、変更の許可を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものと認められるものであるときは、この限りでない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

（占用）

第7条 永福寺跡の全部又は一部を占用しようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の許可について準用する。

（使用料等）

第8条 永福寺跡を使用し、又は占用する者（以下「使用者等」という。）は、次の各号に掲げる使用又は占用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

- (1) 次号で規定する場合を除き、工作物その他の物件又は施設を設置し、永福寺跡を占用する場合 鎌倉市道路占用条例（昭和57年1月条例第12号）別表に掲げる区分に応じ、同表で定める額
- (2) 第6条第1項第1号に掲げる行為をして永福寺跡を使用する場合 鎌倉市都市公園条例別表第1の2の部に掲げる区分に応じ、同表で定める額
- 2 前項の使用料等は、第6条第1項又は前条第1項の許可を行った後速やかに徴収する。

（使用料等の不還付）

第9条 既納の使用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者等の責に帰さない理由により、使用し、又は占用することができないとき。
- (2) 使用者等が使用開始又は占用開始の7日前までに使用又は占用の取消しを申し出た場合において、相当の理由があると認められるとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

（使用料等の減免）

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料等の全部又

は一部を免除することができる。

(権利の譲渡)

第11条 第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることはできない。

(損害賠償)

第12条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
 - (2) 第6条第1項又は第5項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第7条第1項又は同条第2項の規定により準用する第6条第5項の規定に違反して永福寺跡の全部又は一部を占用した者
- 2 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(6) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例

令和3年12月21日条例第13号

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市にふさわしい博物館の基本計画等の策定に関し必要な事項を調査審議するため、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 社寺に關係を有する者
- (4) 市社会教育委員
- (5) 市立小学校の校長が組織する団体又は市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者
- (6) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失う。

(鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例の廃止)

3 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例（平成31年1月条例第27号）は、廃止する。

～文化財保護法（抜粋）～

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という）についてその調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りではない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に關する必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ぜることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に關し当該発掘における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

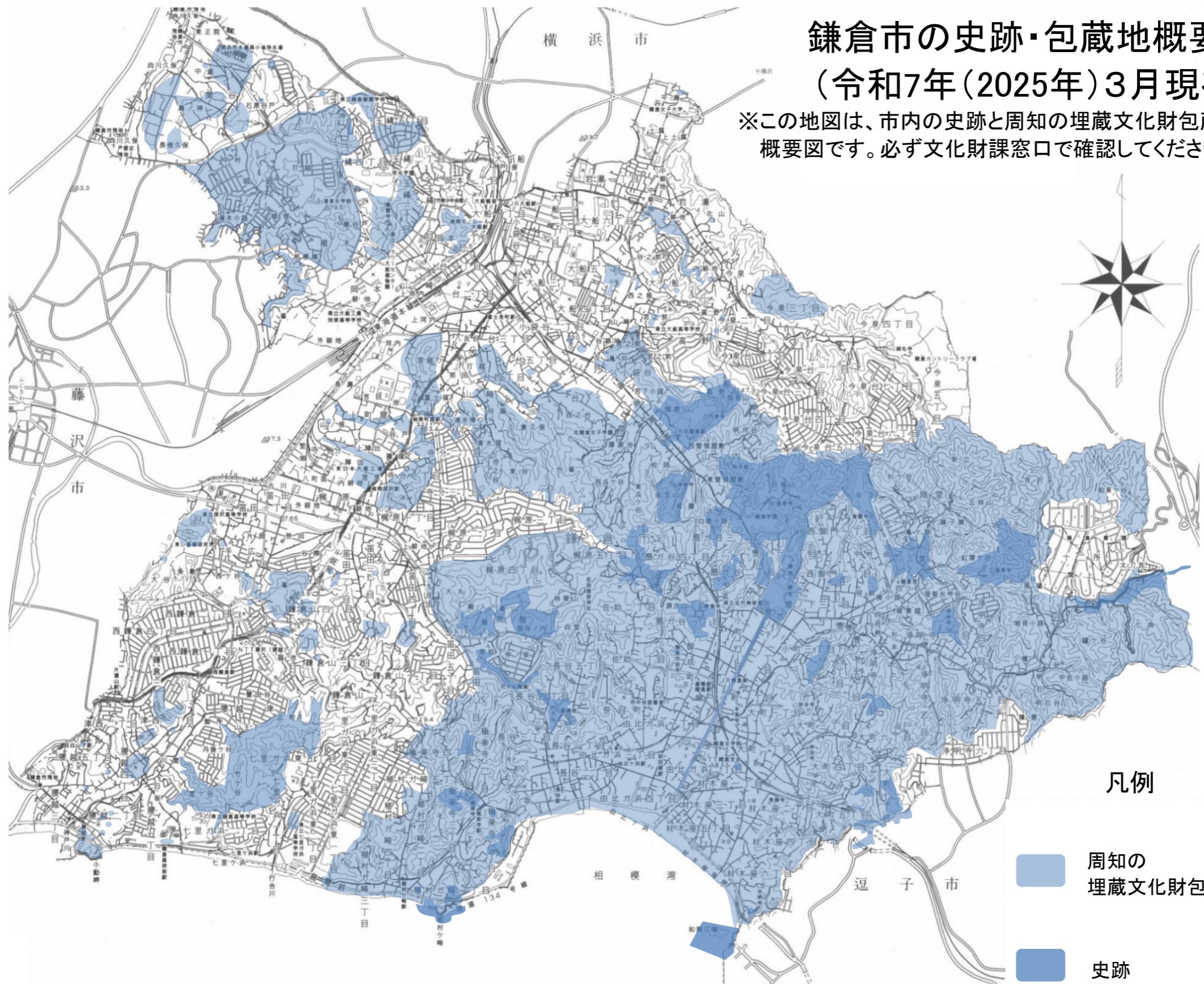
第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に當たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第一百五十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

鎌倉市の史跡・包蔵地概要図 (令和7年(2025年)3月現在)

※この地図は、市内の史跡と周知の埋蔵文化財包蔵地の概要図です。必ず文化財課窓口で確認してください。



鎌倉市文化財年報 令和6年（2024年）度

令和7年（2025年）12月発行

鎌倉市教育委員会 教育文化財部

〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町18番10号